別紙様式第1号 (第 18 条第 1 項関係)

改正後

- 1 (略)
- 2 営業所等の増減

(略)

(記載上の注意)

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。)が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

<u>区 分</u>	前期末	当中間期末	増減 (△)_
銀行代理業者			
銀行代理業を営む営業			
所又は事務所			

(記載上の注意)

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。

- $3 \sim 5$ (略)
- 6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

(単位:百万円)

項 目	前期末	<u>当中間</u> <u>期末</u>	項 目	前期末	<u>当中間</u> <u>期末</u>
<u>資</u> 本 金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	\triangle	\triangle
新株式申込証拠金			<u>準 補 完 的 項 目(C)</u>		
資 本 準 備 金					
その他資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利益準備金			<u>(D)</u>		
その他利益剰余金					
そ の 他			他の金融機関の資本調達手		
自 己 株 式	\triangle	\triangle	段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及		
社 外 流 出 予 定 額	\triangle	\triangle	びこれに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	\triangle	\triangle	期限付劣後債務及び期		
新 株 予 約 権			限付優先株並びにこれ		

別紙様式第1号(第18条第1項関係)

 第1
 第
 期中
 年
 月
 日から 中間事業概況書

 年
 月
 日まで

現行

- 1 (略)
- 2 営業所等の増減

(略)

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

	<u>区 分</u>	<u>前 期 末</u>	当中間期末	<u>増減(△)</u>
銀	行 代 理 業 者			
	銀行代理業を営む営業			
	所又は事務所			

(新設)

3~5 (略)

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

(新設) (単位・百万円)

				<u> (単位・日ガロ)</u>
	<u>項 目</u>	前期末	<u>当中間</u> 期末	項 目 前期末 当中間 期末
資				短期劣後債務
	非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額 🛆 🛆
新	株式申込証拠金			<u>準補完的項目(C)</u>
資	本 準 備 金			
そ	の他資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)
利	益 準 備 金			<u>(D)</u>
そ	の他利益剰余金			
そ	の他			他の金融機関の資本調達手
自	己 株 式	\triangle	\triangle	段の意図的な保有相当額
自	己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及
社	外流出予定額	\triangle	\triangle	<u>びこれに準ずるもの</u>
そ	の他有価証券の評価差損	\triangle	\triangle	期限付劣後債務及び期
新	株 予 約 権			限付優先株並びにこれ

	 改正後	現行
<u>営業権相当額</u> <u>△</u>	らに準ずるもの	営業権相当額 <u>△</u> <u>△</u> <u>らに準ずるもの</u>
の れ ん 相 当 額 △ △	短期劣後債務及びこれ	の れ ん 相 当 額 △ △ 短期劣後債務及びこれ
	に準ずるもの	
無形固定資産相当額	非同時決済取引に係る控除	無形固定資産相当額 (新設)
証券化取引に伴い増加した 🛆 🛆	額及び信用リスク削減手法	(新 設)
自己資本相当額	として用いる保証又はクレ	
<u>内部格付手法採用行におい</u> <u>△</u> <u>△</u>	ジット・デリバティブの免責	(新 設)
て、期待損失額が適格引当	額に係る控除額	
金を上回る額の 50%相当	内部格付手法採用行におい	(新設)
组织外外中的物质分布	て、期待損失額が適格引当	但对科人物力 a hin 1A + a
<u>繰延税金資産の控除前の</u> 〔基本的項目〕計	金を上回る額の 50%相当	繰延税金資産の控除前の 「基本的項目〕計
<u>【基本的項目」訂</u> (上記各項目の合計額)	<u>額</u> PD/LGD 方式の適用対象とな	<u>【基本的項目」訂</u> (上記各項目の合計額) (新設)
<u>(工記台頃日の日間領)</u> 繰延税金資産の控除金額 △ △	- TD/LGD ガスの適用対象とな る株式等エクスポージャー	<u>(上記行項目の口目 観)</u> 繰延税金資産の控除金額 △ △
基本的項目(A)	の期待損失額	基本的項目(A)
償還を行う蓋然性を有	基本的項目からの控除分を	信環を行う蓋然性を有
する株式等	除く、自己資本控除とされる	する株式等
海外特別目的会社の発	証券化エクスポージャー及	海外特別目的会社の発
行する優先出資証券	び信用補完機能を持つ I/0	行する優先出資証券
その他有価証券の貸借対照	<u>ストリップス</u>	その他有価証券の貸借対照
表計上額の合計額から帳簿	控除項目不算入額 🛆 🛆	表計上額の合計額から帳簿 控除項目不算入額 🛆 🛆
価額の合計額を控除した額	控 除 項 目 計(E)	<u>価額の合計額を控除した額</u> <u>控 除 項 目 計(E)</u>
の 45%相当額		<u>Ø 45%</u>
土地の再評価額と再評価の	自己資本額(D-E)(F)	土地の再評価額と再評価の <u>自己資本額(D-E)(F)</u>
直前の帳簿価額の差額の		直前の帳簿価額の差額の
45%相当額	<u>資産(オン・バランス)項目</u>	45%相当額 資産 (オン・バランス) 項目
一般貸倒引当金	オフ・バランス取引等項目	一般貸倒引当金 オフ・バランス取引項目
内部格付手法採用行におい	マーケット・リスク相当額を	(新 設) マーケット・リスク相当額を
て、適格引当金が期待損失	8%で除して得た額	<u>8%で除して得た額</u>
<u>額を上回る額</u> 負債性資本調達手段等	オペレーショナル・リスク相	(新設) 石生州次十細法工印版
2.2	当額を8%で除して得た額 旧所要自己資本の額に告示	負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 (新設)
<u>負債性資本調達手段</u> 期限付劣後債務及び期	<u>口所安日</u> <u>口所安日</u> <u>に宣本の領に言小</u> に定める率を乗じて得た額	<u>負債性資本調達手段</u> (新設) 期限付劣後債務及び期
財政行 多 後 債 務 及 〇 期	が新所要自己資本の額を上	別欧竹多伎債務及び期 限付優先株
BALLIBS ADAN	回る額に 12.5 を乗じて得た	PATTECTURE
	額	
	<u>∽</u> リスク・アセット等計(G)	リスク・アセット等計(G)
		_(参考) マーケット・リスク
		相当額

改正後	現行												
補完的項目不算入額 🛆 🗘 Tier1 比 🗵	3 (A/G) <u>%</u>	%	補き	完 的 項 目 不 算	1 入額	Δ	\triangle	Тiе	r 1 比	率 (A/0	<u>G)</u>	%	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B) 自己資本比			補	完 的 項 目	(B)			自己	資本比	: 率(F/0		%	%
[国内基準に係る単体自己資本比率]			[国内	刃基準に係る単体	自己資本	比率〕							
信用リスク・アセット	算出手法						(3	新設)					
	(単位:音	百万円)									(単位	: 百万	円)
項 目 前期末 当中間 期末 項	<u>前期末</u>	<u>当中間</u> 期末		<u>項</u> = E	1	前期末	<u>当中間</u> 期末		項	且	前期	_	当中間
	養養	2917C	資	 本	金		291/1\	(新	設)	<u> </u>	176
非累積的永久優先株 準補完的項目				非累積的永久值				(<u></u> 新)	+	
新 株 式 申 込 証 拠 金 準 補 完 的 項				株式申込証				(新	設)	+	
資本準備金 自己資本総額(A			<u></u>	本 準 備				白戸咨	- 10-1	A + B) (<u>/</u>	+	
その他資本剰余金	(D)			の他資本剰				<u> </u>	《一个》中心 口只 (11 D)(<u></u>		
利 益 準 備 金 他の金融機関の	<u> </u>		利	益準備				他の金	·融機関の	り資本調達	手	+	
その他利益剰余金 段の意図的な保証				の他利益剰						有相当額	-		
その他 負債性資本			マーマー	<i>O</i>	他					調達手段	· 及	+	
<u>自 己 株 式 △ △ </u> びこれに準ず			自	己株	式	\wedge	Δ	1		ずるもの			
自己株式申込証拠金 期限付劣後			<u>-</u>	己株式申込証		<u> </u>		_		 後債務及ひ	绀	+	
社 外 流 出 予 定 額 △ △	1222			外流出予		Δ	Δ			<u> </u>			
その他有価証券の評価差損 △ △ らに準ずるも				の他有価証券の評		Δ	Δ	_	に準ずる		. 40		
新株予約権 短期劣後債務			新	株子糸		<u>~</u>		—	(新)	-	
営業権 相当額 △ △ に準ずるもの	77/20 240		営	業権相		Δ	\triangle		721	BA.			
の れ ん 相 当 額 △	こ係る控除			れ ん 相		\triangle	\triangle	(新	設)	+	
企業結合により計上される △ △ 額及び信用リス						<u>=</u> <u>\(\Delta \)</u>	<u></u>	`	721				
無形固定資産相当額				形固定資産相		_	_						
証券化取引に伴い増加した \triangle \triangle ジット・デリバテ	ィブの免責		(新 設)								
自己資本相当額 額に係る控除額													
	用行におい		(新 設)			(新	設)	\top	
て、期待損失額が適格引当 て、期待損失額													
金を上回る額の 50%相当 金を上回る額の	50%相当												
<u>額</u> <u>額</u>													
繰延税金資産の控除前の PD/LGD 方式の適	用対象とな		繰到	近税金資産の控	除前の			(新	設)		
<u>〔基本的項目〕計</u> <u>る株式等エクス</u>	ポージャ <u>ー</u>		_〔差	基本的項目〕計									
(上記各項目の合計額) の期待損失額			<u>L)</u>	二記各項目の合計	額)_								
繰延税金資産の控除金額 △ △ 基本的項目から	の控除分を		繰到	延税金資産の控	除金額	\triangle	\triangle	(新	設)		
基本的項目(A) 除く、自己資本控	除とされる		基	本 的 項 目	(A)								
<u>償還を行う蓋然性を有</u> <u>証券化エクスポ</u>	-ジャー及			償還を行う蓋然	性を有								
する株式等 び信用補完機能	を持つ I/O			する株式等									
土地の再評価額と再評価の ストリップス				也の再評価額と再								\perp	
直前の帳簿価額の差額の 控 除 項 目 不	算入額 △	\triangle	直前	前の帳簿価額の	差額の			控 除	項目	不 算 入	額 🛆	△	<u> </u>

改正後								
45%相当額			<u>控 除 項 目 計(E)</u>					
一般貸倒引当金								
内部格付手法採用行におい			<u>自己資本額(D-E)(F)</u>					
て、適格引当金が期待損失								
額を上回る額			<u>資産(オン・バランス)項目</u>					
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引等項目					
負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を					
期限付劣後債務及び期			8%で除して得た額					
限付優先株			オペレーショナル・リスク相					
			当額を8%で除して得た額					
			旧所要自己資本の額に告示					
			に定める率を乗じて得た額					
			が新所要自己資本の額を上					
			回る額に 25.0 を乗じて得た					
			額					
			<u>リスク・アセット等計(G)</u>					
補完的項目不算入額	\triangle	\triangle	<u>Tier1 比率(A/G)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>			
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(F/G)	<u>%</u>	<u>%</u>			

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実 の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算 出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は [国際統一基準に係る単体自己資本比率]、海外営業拠点を有しない銀行は [国内基準に係る単体自己資本比率] を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自 己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後 の金額を記載すること。
- 5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた 評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」 欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載する こと。
- 8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の[基本的項目]の合計額に20%(平成 18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3

45%相当額			<u>控 除 項 目 計(D)</u>
一般貸倒引当金			
(新設)			自己資本額(C-D)(E)
			資産(オン・バランス)項目
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引項目
負債性資本調達手段			(新設)
期限付劣後債務及び期			1
限付優先株			(新設)
			1
			(新設)
			リスク・アセット等計 (F)
補完的項目不算入額	\triangle	\triangle	<u>Tier1比率(A/F) % %</u>
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(E/F) <u>%</u> <u>%</u>
-			

現行

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実 の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき 算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は[国際統一基準に係る単体自己資本比率]、海外営業拠点を有しない銀行は[国内基準に係る単体自己資本比率]を記載すること。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後 の金額を記載すること。
- 5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた 評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」 欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載する こと。
- 8 平成17年12月金融庁告示第76号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の「基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額を それぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

<u>繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に 20%(平</u>成 18 年 3 月 31 日から平成 19 年 3 月 30 日までの間は 40%、平成 19 年 3 月 31 日から平成 20

2 · 3 (略)

改正後 現行 月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資 年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税 産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控 金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産 除金額」欄に記載すること。 の控除金額」欄に記載すること。 9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部 (新設) 格付手法のいずれかを記載すること。 第2 第 期中(年 月 日現在)中間貸借対照表 第2 第 期中(年 月 日現在)中間貸借対照表 (記載上の注意) (記載上の注意) 1 (略) 1 (略) (1) 継続企業の前提(会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第131条に規定する継続企 (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に 業の前提をいう。以下同じ。) に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次 重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項 に掲げる事項 ①~④ (略) (2) (略) (2) (略) ① (略) ① (略) ② 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)第3条第3項に規定する再評価の ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法 方法 ③~① (略) ③~① (略) (3) (略) (3) (略) (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項から第3項まで (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項及び第2項に規 定する有価証券に関する事項 に規定する有価証券に関する事項 (5)~(20) (略) (5)~(20) (略) (新設) (注) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支 払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条 第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。) に係る保証債務の額 (22) (略) (組) (略)

2 · 3 (略)

別紙様式第1号の2 (第 18 条第 1 項関係)

 第1
 第
 期中
 年
 月
 日から
 中間事業概況書

 年
 月
 日まで

改正後

1 (略)

2 営業所等の増減

(略)

(記載上の注意)

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。)が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

	区分		前期末	当中間期末	増減 (△)_
銀	行 代 理 業	者			
	銀行代理業を営む営	業			
	所又は事務所				

(記載上の注意)

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。

 $3 \sim 5$ (略)

6 自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法

(単位:百万円)

	項	<u> </u>	前期末	<u>当中間</u> <u>期末</u>		項		<u> </u>	前期末	<u>当中間</u> <u>期末</u>
資	本	金			短	期劣	後	債 務		
	非累積的永久	久優先株			準	補完的項	目不	算入額	\triangle	\triangle
新	株式申込	証拠金			準	補完的	項	目(C)		
資	本 準	備 金								
そ	の他資本	剰余金			自	己資本総額	(A +	B+C)		
利	益 準	備 金						(D)		
そ	の他利益	剰余金								
そ	の	他			他	の金融機関	の資え	本調達手		
自	己杉	朱 式	\triangle	\triangle	段	の意図的な個	呆有框	当額		
自	己株式申込	証拠金				負債性資	本調達	<u> 達手段及</u>		
社	外流出	予定額	\triangle	\triangle		<u>びこれに準</u>	些ずる	<u>もの</u>		
そ	の他有価証券の	評価差損	\triangle	\triangle		期限付劣征	後債剤	务及び期		
新	株 予	約 権				限付優先村	朱並て	バにこれ <u></u>		
営	業権相	当額	\triangle	\triangle		らに準ずる	560			

別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係)

 第1
 第 期中
 年 月 日から
 中間事業概況書

 年 月 日まで

現行

1 (略)

2 営業所等の増減

(略)

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

	区 分	前期末	当中間期末	増減 (△)_
鱼	艮 行 代 理 業 者			
	銀行代理業を営む営業			
	所又は事務所			

(新設)

 $3 \sim 5$ (略)

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

(新設)

(単位:百万円) 当中間 当中間 前期末 前期末 項目 項目 期末 期末 本 短期劣後債務 非累積的永久優先株 準補完的項目不算入額 新株式申込証拠金 準 補 完 的 項 目(C) 資 本 準 備 その他資本剰余金 自己資本総額(A+B+C) 益 準 備 (D) その他利益剰余金 D 他 他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額 式 \triangle 自己株式申込証拠金 負債性資本調達手段及 社外流出予定額△ びこれに準ずるもの その他有価証券の評価差損 △ 期限付劣後債務及び期 限付優先株並びにこれ 新 株 予 約 権 営業権相当額 らに準ずるもの

		改	正後	現行
の れ ん 相 当 額	<u> </u>	\triangle	短期劣後債務及びこれ	の れ ん 相 当 額 △
企業結合により計上される	Δ		に準ずるもの	企業結合により計上される \triangle \triangle に準ずるもの
無形固定資産相当額			非同時決済取引に係る控除	無形固定資産相当額 (新設)
証券化取引に伴い増加した	\triangle	\triangle	額及び信用リスク削減手法	(新 設)
自己資本相当額			として用いる保証又はクレ	
内部格付手法採用行におい	\triangle	\triangle	<u>ジット・デリバティブの免責</u>	(新 設)
て、期待損失額が適格引当			額に係る控除額	
金を上回る額の 50%相当			内部格付手法採用行におい	(新設)
<u>額</u>			て、期待損失額が適格引当	
繰延税金資産の控除前の			金を上回る額の 50%相当	繰延税金資産の控除前の
<u>〔基本的項目〕計</u>			<u>額</u>	<u>〔基本的項目〕計</u>
(上記各項目の合計額)			PD/LGD 方式の適用対象とな	(上記各項目の合計額) (新設)
繰延税金資産の控除金額	\triangle	\triangle	<u>る株式等エクスポージャー</u>	<u>繰延税金資産の控除金額 △</u> <u>△</u>
基本的項目(A)			の期待損失額	<u>基 本 的 項 目(A)</u>
償還を行う蓋然性を有			基本的項目からの控除分を	
する株式等			除く、自己資本控除とされる	<u>する株式等</u>
海外特別目的会社の発			<u>証券化エクスポージャー及</u>	海外特別目的会社の発
行する優先出資証券			び信用補完機能を持つ I/0	行する優先出資証券
その他有価証券の貸借対照			ストリップス	その他有価証券の貸借対照
表計上額の合計額から帳簿			控除項目不算入額 🛆 🗘	表計上額の合計額から帳簿 控除項目不算入額 △ △
価額の合計額を控除した額			<u>控 除 項 目 計(E)</u>	<u>価額の合計額を控除した額</u> <u>控 除 項 目 計(E)</u>
の 45%相当額				<u>Ø 45%</u>
土地の再評価額と再評価の			<u>自己資本額(D-E)(F)</u>	<u>土地の再評価額と再評価の</u> <u>自己資本額(D-E)(F)</u>
直前の帳簿価額の差額の				直前の帳簿価額の差額の
45%相当額			資産(オン・バランス)項目	45%相当額 資産 (オン・バランス) 項目
一般貸倒引当金			オフ・バランス取引等項目	一般貸倒引当金 オフ・バランス取引項目
内部格付手法採用行において、済物引火へが開待提供			マーケット・リスク相当額を	(新 設) マーケット・リスク相当額を
て、適格引当金が期待損失 額を上回る額			8%で除して得た額	8%で除して得た額 (
			オペレーショナル・リスク相	(新設) 台傳州资本調達工印質
負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段			当額を8%で除して得た額 旧所要自己資本の額に告示	負債性資本調達手段等 (新設)
期限付劣後債務及び期			=	期限付劣後債務及び期
別限竹多俊慎務及び期 限付優先株			に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上	別収付 多俊 (務 及 び 期)
<u>P以刊度プロ化</u>			<u> か利用委員に賃本の領を工</u> 回る額に 12.5 を乗じて得た	<u> PX 「 1 後 ノ L 1 小</u>
			回る飯に 12.5 を来して特だ 額	
			<u></u> リスク・アセット等計(G)	リスク・アセット等計(G)
			<u> </u>	(参考) マーケット・リスク
			(6, 10)	相当額
補完的項目不算入額	\wedge	Δ	Tier1比率 (A/G) % %	補完的項目不算入額 \triangle \triangle Tier1 比率 (A/G) %
皿儿叶采日门并八银	<u> </u>	<u> </u>	<u></u>	

			改	正後							瑪	紀行						
補完	的 項 目(B)			自己資本比率(F/G)	<u>%</u>	<u>%</u>		補 爿	宅 的 項 目(B)			自己	已資本上	七 率(F	/G)	<u>%</u>	<u>%</u>	
〔国内基	準に係る単体自己資料	 					' _.	〔国内基	基準に係る単体自己資	本比率〕					<u> </u>			
			1	言用リスク・アセット算出手法			1				(新	(設)						
				_	(単位:	百万円)	_				L		-			(単位:音	ョ万円)	
172	5 0	前期末	当中間	75 0	→	当中間			7 5 D	前期末	当中間		THE				当中間	
<u>項</u>	<u>目</u>	<u>削期不</u>	期末	<u>項 目</u>	前期末	期末		:	<u>項 目</u>	<u> 削期木</u>	期末		<u>項</u>	且		前期末	期末	
<u>資</u>	本 金			短 期 劣 後 債 務				資	本 金			(新	設)			
非具	累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	\triangle	\triangle		非	累積的永久優先株			(新	設)			
新株	式申込証拠金			<u>準補完的項目(C)</u>				新株	式申込証拠金			(新	設)			
<u>資</u> 7	本 準 備 金			自己資本総額(A+B+C)				資	本 準 備 金			自己	資本総額	(A+B))(C)		ı	
その	他資本剰余金			(D)				その	他資本剰余金									
利益	<u>準備金</u>			他の金融機関の資本調達手				利	益 準 備 金			他の	金融機関	の資本訓	間達手		ı	
その	他利益剰余金			段の意図的な保有相当額				その	他利益剰余金			段の	意図的な位	呆有相当	額			
<u>そ</u>	の 他			負債性資本調達手段及				<u>そ</u>	の 他			1	負債性資	本調達手	三段及		ı	
<u>自</u>	己 株 式	\triangle	\triangle	びこれに準ずるもの				自	己 株 式	\triangle	\triangle] [:	びこれにタ	準ずるも	の			
自己 村	朱式 申 込 証 拠 金			期限付劣後債務及び期				自己	株式申込証拠金				期限付劣	後債務及	及び期			
社 外	流出予定額	\triangle	\triangle	限付優先株並びにこれ				社 外	卜流 出 予 定 額	\triangle	\triangle	1	限付優先	株並びに	ここれ			
その他	有価証券の評価差損	\triangle	\triangle	<u>らに準ずるもの</u>				その他	也有価証券の評価差損	\triangle	\triangle	1 .	らに準ずる	<u> 3もの</u>			ı	
新	朱 予 約 権			短期劣後債務及びこれ				新	株 予 約 権				(新	設)			
営業	権相当額	\triangle	\triangle	に準ずるもの				営業	業権 相 当額	\triangle	\triangle						ı	
<u>の</u> れ	ん 相 当 額	\triangle	\triangle	非同時決済取引に係る控除				0 1	れ ん 相 当 額	\triangle	\triangle	(新	設)			
企業結	合により計上される	\triangle	\triangle	額及び信用リスク削減手法				企業編	吉合により計上される	\triangle	\triangle							
無形	固定資産相当額			として用いる保証又はクレ				無形	固定資産相当額								ı	
	取引に伴い増加した	\triangle	\triangle	ジット・デリバティブの免責				(新 設)								ı	
	本相当額			額に係る控除額														
	付手法採用行におい	\triangle	\triangle	内部格付手法採用行におい				(新 設)			(新	設)		ı	
-	待損失額が適格引当			て、期待損失額が適格引当													ı	
	回る額の 50%相当			金を上回る額の 50%相当														
額	A V =			<u>額</u>				40.75	(A Vin de - 14 HA V				-tare	→H.	,			
	金資産の控除前の			PD/LGD 方式の適用対象とな					税金資産の控除前の 			(新	設)		ı	
-	<u>的項目〕計</u> 各項目の合計額)			<u>る株式等エクスポージャー</u> の期待損失額					<u> </u>								ı	
	H 7111 H 111 1217	^	^						2各項目の合計額) ※ A ※ 充の地 ※ A ※	^	^			⇒n.	\			
	<u>金資産の控除金額</u> 的 項 目(A)	\triangle	\triangle	基本的項目からの控除分を 除く、自己資本控除とされる				_	脱金資産の控除金額	<u></u>	\triangle	-	新	設)			
	<u> </u>	1		証券化エクスポージャー及					★ 的 項 目(A)還を行う蓋然性を有	-		-						
	<u> 遠を打り蓋然性を有</u> る株式等			び信用補完機能を持つ I/0					速を11 7 蓋然性を有 る株式等									
	<u>る休氏寺</u> 再評価額と再評価の								<u>の休込寺</u> り再評価額と再評価の	1		1						
-	帳簿価額の差額の			控除項目不算入額	^	^		1	の帳簿価額の差額の			按 K	余 項 目	不 質	入貊	^	_	
45%相				控除項目計(E)					ク <u>帳簿価額の差額の</u> 目当額				 除項			<u> </u>		
10 /07日:	<u> </u>	1	1	1 m x H H (L)	1	1	1 1	せひ /0年	<u> </u>		1	1工	小 「只	H PI	(D)			

		改正	E後		
一般貸倒引当金					
内部格付手法採用行におい			自己資本額(D-E)(F)		
て、適格引当金が期待損失					
額を上回る額			<u>資産(オン・バランス)項目</u>		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を		
期限付劣後債務及び期			8%で除して得た額		
限付優先株			オペレーショナル・リスク相		
			当額を8%で除して得た額		
			旧所要自己資本の額に告示		
			に定める率を乗じて得た額		
			が新所要自己資本の額を上		
			回る額に 25.0 を乗じて得た		
			額		
			<u>リスク・アセット等計(G)</u>		
補完的項目不算入額	\triangle	\triangle	<u>Tier1 比率(A/G)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(F/G)	<u>%</u>	<u>%</u>

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実 の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算 出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は [国際統一基準に係る単体自己資本比率]、海外営業拠点を有しない銀行は [国内基準に係る単体自己資本比率] を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自 己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた 評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」 欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- <u>7</u> 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載する こと。
- 8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれ ぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に 記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資

一般貸倒引当金		·		•				
(新設)			自己資	資本額(C - D	(E)		
			資産	(オン・バ	(ランス)	項目		
負債性資本調達手段等			オフ	・バラン	ス取引	項目		
負債性資本調達手段			(新	設)		
期限付劣後債務及び期								
限付優先株			(新	設)		
			(新	設)		
			リスク	・ アセッ	ノト等計	(F)		
補完的項目不算入額	\triangle	\triangle	Тіє	r 1 比	率(A	/F)	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)			自己	資本上	上 率(E	/F)	<u>%</u>	<u>%</u>
(th t >> -t+>								

現行

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第 14 条の 2 に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実 の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算 出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 、海外営業拠点を有 しない銀行は〔国内基準に係る単体自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自 己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の 金額を記載すること。
- 5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 8 平成17年12月金融庁告示第76号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当す

改正後	現行
産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控	る額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に
除金額」欄に記載すること。	記載すること。
9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部	(新設)
格付手法のいずれかを記載すること。	
第2 第 期中(年 月 日現在)中間貸借対照表	第2 第 期中(年 月 日現在)中間貸借対照表
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
(1) \sim (3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項及び第2項に規	(4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 <u>第1項から第3項まで</u> に
定する有価証券に関する事項	規定する有価証券に関する事項
(5)~(20) (略)	(5)~(20) (略)
◎ 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支	(新設)
払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条	
第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額	
<u>(22)</u> ()	(四) (四)
2・3 (略)	2・3 (略)

改正後 **別紙様式第2号**(第18条第1項関係) 年月日から 第1 年月日から 中間事業概況書

1 (略)

2 営業所等の増減

(略)

(記載上の注意)

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。)が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減 (△)	
銀行代理業者											
銀行代理業を営む営業											
<u>所又は事務所</u>											

(記載上の注意)

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。

3 • 4 (略)

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

(記載上の注意)

1 (略)

(1)~(3) (略)

(4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4<u>第1項及び第2項</u>に規 定する有価証券に関する事項

(5)~(14) (略)

<u>15</u> 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(16) (略)

2 · 3 (略)

別紙様式第2号(第18条第1項関係)

現行

1 (略)

2 営業所等の増減

(略)

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

X		分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	(/	△)
鱼	艮 行 代 理 業	者												
	銀行代理業を営む	『営業												
	所又は事務所													

(新設)

3 • 4 (略)

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

(記載上の注意)

1 (略)

(1)~(3) (略)

(4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4<u>第1項から第3項まで</u>に規定する有価証券に関する事項

(5)~(14) (略)

(新設)

(15) (略)

2 • 3 (略)

別紙様式第2号の2(第18条第1項関係)

第 1 年 月 日から 中間事業概況書 年 月 日まで

改正後

- 1 (略)
- 2 営業所等の増減

(略)

(記載上の注意)

<u>当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。)</u>が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区分	前	期	末	<u>当</u>	中	間	期	末	増	減	(\(\text{\(\text{\} \text{\(\text{\(\text{\(\text{\(\text{\(\ext{\) \}}}}}}\end{\(\text{\(\text{\) \ext{\(\text{\(\text{\(\text{\} \text{\} \text{\(\ext{\} \text{\} \text{\(\ext{\} \text{\} \text{\} \text{\} \text{\(\ext{\} \text{\} \text{\(\ext{\} \text{\} \text{\) \ext{\(\ext{\} \text{\} \)
銀行代理業者												
銀行代理業を営む営業												
所又は事務所												

(記載上の注意)

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。

3 • 4 (略)

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

(記載上の注意)

1 (略)

(1)~(3) (略)

- (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4<u>第1項及び第2項</u>に規 定する有価証券に関する事項
- (5)~(14) (略)
- (15) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(16) (略)

2 · 3 (略)

別紙様式第2号の2(第18条第1項関係)

 年 月 日から

 第1

 年 月 日から

 中間事業概況書

 年 月 日まで

現行

- 1 (略)
- 2 営業所等の増減

(略)

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

X	分	前	期	末	<u>当</u>	中	間	期	末	増	減	(△)
	銀行代理業者												
	銀行代理業を営む営業												
	<u>所又は事務所</u>												

(新設)

3 • 4 (略)

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

(記載上の注意)

1 (略)

(1)~(3) (略)

- (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4<u>第1項から第3項まで</u> に規定する有価証券に関する事項
- (5)~(14) (略)

(新設)

<u>(15)</u> (略)

2 · 3 (略)

改正後 別紙様式第3号(第18条第2項関係) 日から 事業概況書 日まで 1 (略) 2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業 者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。)が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載す ること。 区 分 当 期 末 前期末 増減 (△) 銀行代理業者 銀行代理業を営む営業 所又は事務所 (記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。 3~12 (略) 13 自己資本比率の状況 [国際統一基準に係る単体自己資本比率] 信用リスク・アセット算出手法 (単位:百万円) 項 前期末 当期末 項 \exists 前期末 当期末 資 本 短期劣後債務 非累積的永久優先株 準補完的項目不算入額 △ 準 補 完 的 項 目(C) 新株式申込証拠金 資 本 準 備 金

自己資本総額(A+B+C)

他の金融機関の資本調達手

びこれに準ずるもの

負債性資本調達手段及

期限付劣後債務及び期

限付優先株並びにこれ

段の意図的な保有相当額

らに準ずるもの

(D)

その他資本剰余金

その他利益剰余金 Ø)

己株

自己株式申込証拠金

社 外 流 出 予 定 額

その他有価証券の評価差損

新 株 予 約 権

営業権 相当額

他

 \triangle

利 益 準 備

DIATES OF D	(第18条第2項関係)
加州传书书3号	(黒 18 楽黒ノ坦図係)

目から 事業概況書 月 日まで

現行

- 1 (略)
- 2 営業所等の増減

(略)

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

	区	分		<u>前 期 末</u>	<u>当期末</u>	増減 (△)
銀	行 代	理 業	者			
	銀行代理	業を営む営	業			
	所又は事	<u>務所</u>				

(新設)

3~12 (略)

13 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

(新設)

(単位:百万円)

			-	(半匹・日	7/2/1/
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
<u>資</u> 本 金			短期劣後債務	·	
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	\triangle	\triangle
新株式申込証拠金			準 補 完 的 項 目(C)		
資 本 準 備 金					
その他資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)	·	
利 益 準 備 金			(D)		
その他利益剰余金				·	
そ の 他			他の金融機関の資本調達手	·	
自 己 株 式	\triangle	\triangle	段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及	·	
社外流出予定額	\triangle	\triangle	びこれに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	\triangle	\triangle	期限付劣後債務及び期	·	
新 株 予 約 権			限付優先株並びにこれ		
営業権相当額	\triangle	\triangle	らに準ずるもの		

		改	正後	現行
の れ ん 相 当 額	\triangle	<u> </u>	短期劣後債務及びこれ	の れ ん 相 当 額 △ △ 短期劣後債務及びこれ
企業結合により計上される	Δ	\triangle	に準ずるもの	企業結合により計上される \triangle \triangle に準ずるもの
無形固定資産相当額			非同時決済取引に係る控除	無形固定資産相当額 (新設)
証券化取引に伴い増加した	\triangle	\triangle	額及び信用リスク削減手法	(新設)
自己資本相当額			として用いる保証又はクレ	
内部格付手法採用行におい	\triangle	\triangle	ジット・デリバティブの免責	(新設)
て、期待損失額が適格引当			額に係る控除額	
金を上回る額の 50%相当			内部格付手法採用行におい	(新設)
<u>額</u>			て、期待損失額が適格引当	
繰延税金資産の控除前の			金を上回る額の 50%相当	繰延税金資産の控除前の
<u>〔基本的項目〕計</u>			<u>額</u>	<u>〔基本的項目〕計</u>
(上記各項目の合計額)			PD/LGD 方式の適用対象とな	(上記各項目の合計額) (新設)
繰延税金資産の控除金額	\triangle	\triangle	<u>る株式等エクスポージャー</u>	<u>繰延税金資産の控除金額 △</u> <u>△</u>
基本的項目(A)			の期待損失額	基 本 的 項 目(A)
償還を行う蓋然性を有			基本的項目からの控除分を	<u>償還を行う蓋然性を有</u> (新設)
する株式等			除く、自己資本控除とされる	する株式等
海外特別目的会社の発			<u>証券化エクスポージャー及</u>	海外特別目的会社の発
行する優先出資証券			び信用補完機能を持つ I/0	行する優先出資証券
その他有価証券の貸借対照			ストリップス	その他有価証券の貸借対照
表計上額の合計額から帳簿			<u>控除項目不算入額</u> △ △	表計上額の合計額から帳簿 <u>控除項目不算入額 △</u> △
価額の合計額を控除した額			<u>控 除 項 目 計(E)</u>	価額の合計額を控除した額 <u>控除項目計(E)</u>
の 45%相当額				<u>O 45%</u>
土地の再評価額と再評価の			自己資本額(D-E)(F)	<u>土地の再評価額と再評価の</u> <u>自己資本額(D-E)(F)</u>
直前の帳簿価額の差額の				直前の帳簿価額の差額の
45%相当額			資産 (オン・バランス) 項目	45%相当額資産 (オン・バランス) 項目
一般貸倒引当金			オフ・バランス取引等項目	一般貸倒引当金 オフ・バランス取引項目
内部格付手法採用行におい			マーケット・リスク相当額を	(新 設) マーケット・リスク相当額を
て、適格引当金が期待損失			8%で除して得た額	<u>8%で除して得た額</u>
額を上回る額			オペレーショナル・リスク相	(新設)
負債性資本調達手段等			当額を8%で除して得た額	負債性資本調達手段等
負債性資本調達手段			旧所要自己資本の額に告示	<u>負債性資本調達手段</u> (新設)
期限付劣後債務及び期			に定める率を乗じて得た額	期限付劣後債務及び期
限付優先株			が新所要自己資本の額を上	限付優先株
			回る額に 12.5 を乗じて得た	
			額	
			<u>リスク・アセット等計(G)</u>	<u>リスク・アセット等計(G)</u>
			(削 る)	(参考) マーケット・リスク
				相当額
補完的項目不算入額	\triangle	\triangle	<u>Tier1 比率 (A/G)</u> <u>%</u> <u>%</u>	\underline{A} \underline{A}

改正後	現行				
補 完 的 項 目(B)	補 完 的 項 目(B) 自己資本比率(F/G) <u>%</u> <u>%</u>				
[国内基準に係る単体自己資本比率]	[国内基準に係る単体自己資本比率]				
信用リスク・アセット算出手法	(新設)				
(単位:百万円)					
項 目 前期末 当期末 項 目 前期末 当期末	項 自 前期末 当期末 項 目 前期末 当期末				
資 本 金 短 期 劣 後 債 務	<u>資 本 金</u> (新 設)				
非累積的永久優先株 準補完的項目不算入額 △ △	非累積的永久優先株 (新設)				
新株式申込証拠金 準補完的項目(C)	新株式申込証拠金 (新設)				
資本準備金 自己資本総額(A+B+C)	<u>資 本 準 備 金</u> 自己資本総額(A+B)(C)				
その他資本剰余金 (D)	その他資本剰余金				
利 益 準 備 金 他の金融機関の資本調達手	利 益 準 備 金 他の金融機関の資本調達手				
その他利益剰余金 段の意図的な保有相当額	その他利益剰余金 段の意図的な保有相当額				
そ の 他 負債性資本調達手段及	その他 負債性資本調達手段及				
<u>自 己 株 式 △ △ びこれに準ずるもの</u>	<u>自 己 株 式 △ △ びこれに準ずるもの</u>				
自己株式申込証拠金 期限付劣後債務及び期	自己株式申込証拠金 期限付劣後債務及び期				
<u>社外流出予定額</u> <u>△</u> <u> </u>	<u>社外流出予定額</u> <u>△</u> <u>№付優先株並びにこれ</u>				
その他有価証券の評価差損 △ △ らに準ずるもの	その他有価証券の評価差損 △ △ らに準ずるもの				
新 株 予 約 権 短期劣後債務及びこれ	新 株 予 約 権 (新 設)				
営業権 相当額 <u> △</u> <u> </u> <u> </u>	<u>営業権相当額</u> <u>△</u> <u>△</u>				
の れ ん 相 当 額 △	<u>のれん相当額 △ △</u> (新設)				
企業結合により計上される △ △ 額及び信用リスク削減手法	<u>企業結合により計上される</u> <u>△</u> <u>△</u>				
無形固定資産相当額 として用いる保証又はクレ	無形固定資産相当額				
<u>証券化取引に伴い増加した</u> \triangle Δ <u>ジット・デリバティブの免責</u>	(新設)				
自己資本相当額 額に係る控除額					
$\underline{\hspace{1.5cm}}$ 内部格付手法採用行におい $\underline{\hspace{1.5cm}}$ $\underline{\hspace{1.5cm}}$ 内部格付手法採用行におい	(新設) (新設)				
て、期待損失額が適格引当 て、期待損失額が適格引当					
<u>金を上回る額の 50%相当</u> <u>金を上回る額の 50%相当</u>					
<u>額</u> <u>額</u>					
繰延税金資産の控除前の PD/LGD 方式の適用対象とな	繰延税金資産の控除前の (新設)				
<u>[基本的項目]計(上記各</u> <u>る株式等エクスポージャー</u>	[基本的項目]計(上記各				
項目の合計額) の期待損失額	項目の合計額)				
繰延税金資産の控除金額 △ 基本的項目からの控除分を	<u>繰延税金資産の控除金額</u> △ △ (新 設)				
基本的項目(A) 除く、自己資本控除とされる	<u>基本的項目(A)</u>				
<u>償還を行う蓋然性を有</u> <u>証券化エクスポージャー及</u>	<u> </u>				
する株式等 び信用補完機能を持つ I/0 1 と まず(T/6) コートリープロート	する株式等				
土地の再評価額と再評価の	土地の再評価額と再評価の				
直前の帳簿価額の差額の <u>控除項目不算入額 △</u> <u>体が取りでする。 </u>	直前の帳簿価額の差額の 控除項目不算入額 △ △ △ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆				
<u>45%相当額</u> <u>控除項目計(E)</u>	45%相当額 <u>控 除 項 目 計(D)</u>				
一般貸倒引当金					

			改正	三後 三		
<u> </u>	内部格付手法採用行におい			自己資本額(D-E)(F)		
7	て、適格引当金が期待損失					
<u>客</u>	質を上回る額			<u>資産(オン・バランス)項目</u>		
鱼	負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引等項目		
	負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を		
	期限付劣後債務及び期			8%で除して得た額		
	限付優先株			<u>オペレーショナル・リスク相</u>		
				当額を8%で除して得た額		
				旧所要自己資本の額に告示		
				に定める率を乗じて得た額		
				が新所要自己資本の額を上		
				回る額に 25.0 を乗じて得た		
				額		
				<u>リスク・アセット等計(G)</u>		
<u>神</u>	甫完的項目不算入額	\triangle	\triangle	<u>Tier1 比率(A/G)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
<u>有</u>	前 完 的 項 目(B)			自己資本比率(F/G)	<u>%</u>	<u>%</u>

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実 の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算 出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は [国際統一基準に係る単体自己資本比率]、海外営業拠点を有 しない銀行は [国内基準に係る単体自己資本比率] を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ伽に規定する単体自 己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた 評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」 欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載する こと。
- 8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の [基本的項目] の合計額に 20%(平成 18 年 3 月 31 日から平成 19 年 3 月 30 日までの間は 40%、平成 19 年 3 月 31 日から平成 20 年 3 月 30 日までの間は 30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産

		5/1						
(新設)			自己	資本額(C - D	(E)		
			資産	(オン・/	(ランス)	<u>項目</u>		
負債性資本調達手段等			オフ	・バラン	/ ス取引	項目		
負債性資本調達手段			(新	設)		
期限付劣後債務及び期								
限付優先株			(新	設)		
			(新	設)		
			リスク	ク・アセ	ット等計	(F)		
補完的項目不算入額	\triangle	\triangle	Ti	e r 1 比	: 率 (A	<u>/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)			自己	資本」	七 率(E	/F)	<u>%</u>	<u>%</u>

現行

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実 の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき 算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は [国際統一基準に係る単体自己資本比率]、海外営業拠点を有 しない銀行は [国内基準に係る単体自己資本比率] を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自 己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後 の金額を記載すること。
- <u>5</u> 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた 評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」 欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載する こと。
- 8 平成17年12月金融庁告示第76号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の[基本項目]計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に 20%(平成 18 年 3 月 31 日から平成 19 年 3 月 30 日までの間は 40%、平成 19 年 3 月 31 日から平成 20 年 3 月 30 日までの間は 30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金

改正後 現行 額」欄に記載すること。 の控除金額」欄に記載すること。 9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部 (新設) 格付手法のいずれかを記載すること。 第 2 第期末(年 月 日現在)貸借対照表 第2 第 期末(年 月 日現在)貸借対照表 (単位:百万円) (単位:百万円) 金 額 科 金 額 科 金 額 金 額 (資産の部) (負債の部) (負債の部) (資産の部) 余 預 け 金 預 金 金 預 金 預 金 現 金 当 金 金 座 預 金 座 預 現 金 通 預 金 預 金 诵 預 金 預 け け 金 金 貯 現 定 通 知 預 金 買 現 定 知 預 金 債券貸借取引支払保証金 定 期 金 債券貸借取引支払保証金 金 定 手 期 金 期 金 他 他 入 金 債 権 0 預 金 金 銭 債 権 金 価 有 金 有 証 券 譲 性 金 国 債 玉 債 コ コ 商 品 方 債 定 地 方 定 品 政 府 保 債 債券貸借取引受入担保金 品 政 府 保 債券貸借取引受入担保金 証 証 その他の商品有価証券 売 渡 丰 形 その他の商品有価証券 売 渡 丰 金 銭 信 託 コマーシャル・ペーパー 銭 託 コマーシャル・ペーパー 金 有 証 券 用 金 有 証 券 金 債 引 再 形 玉 手 形 方 債 借 金 地 方 借 入 金 短 社 債 外 替 玉 短 期 社 外 玉 為 社 債 玉 他 店 外 預 社 預 式 他 店 借 式 株 玉 店 借 他 \mathcal{O} 証 券 売 渡 玉 替 0 他 券 玉 為 替 0 貸 外 玉 出 未 払 替 金 貸 出 金 払 外 玉 為 替 社 引 手 形 短 社 引 形 短 手 形 付 手 付 新 証 付 株 予 約 権 付 社 付 予 付 座 貸 越 負 当 座 貸 越 債 替 玉 為 未 決 済 為 借 為 玉 決 済 為 借 店 法 玉 他 払 等 外 預 け 未 他 店 払 法 等 外 玉 預 け 店 貸 玉 他 未 払 用 店 払 費 用 玉 外 玉 為 替 受 収 入 買 外 玉 為 替 受 収 玉 替 員 取 立 預 金 立. 玉 替 員 取 業 産 付補てん備 0 産 付 補 てん 為 先物取引受入証拠金

改正	·····································	現	行
前 東 収 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	生 と	 大	一年 (1)
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	資産の部合計	純資産の部合計 負債及び純資産の部合計
(記載上の注意)		資産の部合計	負債及び純資産の部合計

改正後	現行
1 (略)	(記載上の注意)
(1)~(25) (略)	1 (略)
<u>断</u> 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は	(1)~(25) (略)
一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定	(新設)
する有価証券の私募によるものに限る。) に係る保証債務の額	
(27) (略)	(26) (略)
$2\sim5$ (略)	$2\sim5$ (略)

改正後 別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4) 年 月 日から 事業概況書 日まで 1 (略) 2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業 者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。) が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載す ること。 区分 前期末 当期末 増減 (△) 銀行代理業者 銀行代理業を営む営業 所又は事務所 (記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。 3~13 (略) 14 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 信用リスク・アセット算出手法

(単位:百万円)

	項 目	前期末	当期末	<u>項 目</u> <u>前期末</u> <u>当期末</u>
資	本金	:		短 期 劣 後 債 務
	非累積的永久優先构	1		準補完的項目不算入額 🛆 🛆
新	株式申込証拠金	<u>:</u>		<u>準 補 完 的 項 目(C)</u>
資	本 準 備 金	<u>:</u>		
そ	の他資本剰余金	<u>:</u>		自己資本総額(A+B+C)
利	益 準 備 金	<u>:</u>		(D)
そ	の他利益剰余金	:		
そ	の 他	L		他の金融機関の資本調達手
自	己株式		\triangle	段の意図的な保有相当額
自	己株式申込証拠金	:		負債性資本調達手段及
社	外流出予定额	<u>i</u>	\triangle	びこれに準ずるもの
そ	の他有価証券の評価差損	<u> </u>	\triangle	期限付劣後債務及び期
新	株 予 約 権			限付優先株並びにこれ
営	業 権 相 当 額	<u>i</u>	\triangle	らに準ずるもの
<u>0</u>	れ ん 相 当 額	<u>i</u> <u>\(\triangle \)</u>	\triangle	短期劣後債務及びこれ

別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係)

(日本工業規格A4)

 第1
 第 期
 年 月 日から 事業概況書

 年 月 日まで

現行

- 1 (略)
- 2 営業所等の増減

(略)

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

	区	<u>分</u>		前	期ラ	<u> </u>	当	期	<u>末</u>	増減(<u>\(\) </u>
錐	! 行代	理業	者								
	銀行代理業	<u>業</u>									
	所又は事務	<u>务所</u>									

(新設)

3~13 (略)

14 自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

(新設)

(単位:百万円)

項 目	前期末	当期末	<u>項 目</u>	前期末	当期末
<u>資</u> 本 金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	\triangle	\triangle
新株式申込証拠金			<u>準 補 完 的 項 目(C)</u>		
資 本 準 備 金					
その他資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利益準備金			(D)		
その他利益剰余金					
そ の 他			他の金融機関の資本調達手		
自 己 株 式	\triangle	\triangle	段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及		
社 外 流 出 予 定 額	\triangle	\triangle	びこれに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	\triangle	\triangle	期限付劣後債務及び期		·
新 株 予 約 権			限付優先株並びにこれ		
営業権相当額	\triangle	\triangle	らに準ずるもの		
の れ ん 相 当 額	\triangle	\triangle	短期劣後債務及びこれ		

	改	正後	¹	見行
企業結合により計上される △	\triangle	に準ずるもの	企業結合により計上される \triangle	に準ずるもの
無形固定資産相当額		非同時決済取引に係る控除	無形固定資産相当額	(新設)
証券化取引に伴い増加した △	<u> </u>	額及び信用リスク削減手法	(新設)	
自己資本相当額		として用いる保証又はクレ		
内部格付手法採用行におい △	<u> </u>	ジット・デリバティブの免責	(新設)	
て、期待損失額が適格引当		額に係る控除額		
金を上回る額の 50%相当		内部格付手法採用行におい		(新 設)
額		て、期待損失額が適格引当		
繰延税金資産の控除前の		金を上回る額の 50%相当	繰延税金資産の控除前の	T
〔基本的項目〕計(上記各		額	[基本的項目] 計(上記各	
項目の合計額)		PD/LGD 方式の適用対象とな	項目の合計額)_	(新 設)
繰延税金資産の控除金額 △	<u> </u>	<u>る株式等エクスポージャー</u>	繰延税金資産の控除金額 🛆 🛆	<u> </u>
基本的項目(A)		の期待損失額	基本的項目(A)	
償還を行う蓋然性を有		基本的項目からの控除分を	償還を行う蓋然性を有	(新設)
する株式等		除く、自己資本控除とされる	する株式等	
海外特別目的会社の発		証券化エクスポージャー及	海外特別目的会社の発	
行する優先出資証券		び信用補完機能を持つ I/0	行する優先出資証券	
その他有価証券の貸借対照		ストリップス	その他有価証券の貸借対照	
表計上額の合計額から帳簿		<u>控除項目不算入額</u> <u>△</u> <u>△</u>	表計上額の合計額から帳簿	<u>控除項目不算入額</u> <u>△</u> <u>△</u>
価額の合計額を控除した額		<u>控 除 項 目 計(E)</u>	価額の合計額を控除した額	<u>控 除 項 目 計(E)</u>
の 45%相当額			<u>Ø 45%</u>	
土地の再評価額と再評価の		自己資本額(D-E)(F)	土地の再評価額と再評価の	<u>自己資本額(D-E)(F)</u>
直前の帳簿価額の差額の			直前の帳簿価額の差額の	
45%相当額		資産(オン・バランス)項目	45%相当額	資産(オン・バランス)項目
一般貸倒引当金		オフ・バランス取引等項目	一般貸倒引当金	オフ・バランス取引項目
内部格付手法採用行におい		マーケット・リスク相当額を	(新設)	マーケット・リスク相当額を
て、適格引当金が期待損失		8%で除して得た額		8%で除して得た額
額を上回る額		オペレーショナル・リスク相		(新設)
負債性資本調達手段等		当額を8%で除して得た額	負債性資本調達手段等	
負債性資本調達手段		旧所要自己資本の額に告示	負債性資本調達手段	(新設)
期限付劣後債務及び期		に定める率を乗じて得た額	期限付劣後債務及び期	
限付優先株		が新所要自己資本の額を上	限付優先株	
		回る額に 12.5 を乗じて得た		
		<u>額</u>		
		<u>リスク・アセット等計(G)</u>		<u>リスク・アセット等計(G)</u>
		(削 る)		(参考) マーケット・リスク
				相当額
補完的項目不算入額 🛆	\triangle	<u>Tier1比率(A/G)</u> <u>%</u> <u>%</u>	補完的項目不算入額 🛆 🗘	<u>Tier1比率(A/G)</u> % %
<u>補 完 的 項 目(B)</u>		自己資本比率(F/G) % %	<u>補 完 的 項 目(B)</u>	自己資本比率(F/G) % %

	改正後	現行				
[国内基準に係る単体自己資本比率]		[国内基準に係る単体自己資本比率]				
	信用リスク・アセット算出手法	(新設)				
	_(単位:百万円	円)	単位:百万円)			
<u>項 目 前期末 当</u>	<u> </u>	<u> </u>	前期末 当期末			
資 本 金	短 期 劣 後 債 務	<u>資 本 金</u> (新 設)				
非累積的永久優先株	準補完的項目不算入額 🛆 🛆	非累積的永久優先株 (新設)				
新株式申込証拠金	準 補 完 的 項 目 (C)	新株式申込証拠金 (新設)				
資 本 準 備 金	自己資本総額(A+B+C)	<u>資 本 準 備 金</u> <u>自己資本総額(A+B)(C)</u>				
その他資本剰余金	(D)	その他資本剰余金				
利 益 準 備 金	他の金融機関の資本調達手	利 益 準 備 金 他の金融機関の資本調達手				
その他利益剰余金	段の意図的な保有相当額	その他利益剰余金 段の意図的な保有相当額				
そ の 他	負債性資本調達手段及	そ の 他 負債性資本調達手段及				
<u>自 己 株 式 △</u> <u>△</u>	びこれに準ずるもの	<u>自 己 株 式 △ △ びこれに準ずるもの</u>				
自己株式申込証拠金	期限付劣後債務及び期	自己株式申込証拠金 期限付劣後債務及び期				
<u>社外流出予定額</u> <u>△</u>	限付優先株並びにこれ	社外流出予定額 🛆 🛕 限付優先株並びにこれ				
その他有価証券の評価差損 △ △	らに準ずるもの	その他有価証券の評価差損 △ △ らに準ずるもの				
新 株 予 約 権	短期劣後債務及びこれ	新 株 予 約 権 (新 設)				
<u>営業権相当額</u> <u>△</u> <u>△</u>	に準ずるもの	<u>営業権相当額</u> <u>△</u> <u>△</u>				
<u>の れ ん 相 当 額 △ △</u>	非同時決済取引に係る控除	<u>のれん相当額</u> <u>△</u> (新設)				
$\underline{\alpha$ 業結合により計上される $\underline{\Delta}$	額及び信用リスク削減手法	企業結合により計上される				
無形固定資産相当額	として用いる保証又はクレ	無形固定資産相当額				
証券化取引に伴い増加した △ △	<u>ジット・デリバティブの免責</u>	新 設)				
自己資本相当額	額に係る控除額					
内部格付手法採用行におい △ △	内部格付手法採用行におい	(新設) (新設)				
て、期待損失額が適格引当	て、期待損失額が適格引当					
金を上回る額の 50%相当	金を上回る額の 50%相当					
图 27 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	額 27 (4 07 14 14 0) 次田 (4 0 1 1 1					
繰延税金資産の控除前の	PD/LGD 方式の適用対象とな	繰延税金資産の控除前の (新 設)				
<u>〔基本的項目〕計(上記各</u> 項目の合計額)	<u>る株式等エクスポージャー</u> の期待損失額	<u>〔基本的項目〕計(上記各</u>				
	基本的項目からの控除分を	項目の合計額)				
繰延税金資産の控除金額 △ △基 本 的 項 目(A)	<u>基本的項目がらめ程序分を</u> 除く、自己資本控除とされる	<u>繰延税金資産の控除金額</u> <u>△</u> (新設)				
選 中 的 頃 日(A)	証券化エクスポージャー及	基本的項目(A)				
する株式等	び信用補完機能を持つ I/0					
土地の再評価額と再評価の	ストリップス	1 <u>9 3 株式寺</u>				
直前の帳簿価額の差額の	控除項目不算入額 △ △		\triangle \triangle			
45%相当額	控除項目計(E)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
一般貸倒引当金	32 1/3 X H H \ 1 / 1					
内部格付手法採用行におい	自己資本額(D-E)(F)	(新 設) 自己資本額(C-D)(E)				

		改訂	三後		
て、適格引当金が期待損失					
額を上回る額			資産(オン・バランス)項目		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を		
期限付劣後債務及び期			8%で除して得た額		
限付優先株			オペレーショナル・リスク相		
			当額を8%で除して得た額		
			旧所要自己資本の額に告示		
			に定める率を乗じて得た額		
			が新所要自己資本の額を上		
			回る額に 25.0 を乗じて得た		
			<u>額</u>		
			<u>リスク・アセット等計(G)</u>		
補完的項目不算入額	\triangle	\triangle	<u>Tier1 比率 (A/G)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(F/G)	<u>%</u>	<u>%</u>

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実 の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算 出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は [国際統一基準に係る単体自己資本比率]、海外営業拠点を有しない銀行は [国内基準に係る単体自己資本比率] を記載すること。
- <u>3</u> 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(III)に規定する単体自 己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後 の金額を記載すること。
- 5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた 評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」 欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載する こと。
- 8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の<u>[基本的項目]計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。</u>

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の[基本的項目]の合計額に20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

1								
			資産	(オン・バ	(ランス)	項目		
負債性資本調達手段等			オフ	・バラン	/ ス取引	項目		
負債性資本調達手段			(新	設)		
期限付劣後債務及び期								
限付優先株			(新	設)		
			(新	設)		
			リスク	フ・アセ _ン	ット等計	(F)		
補完的項目不算入額	\triangle	\triangle	<u>T i €</u>	er1 比	率(A	<u>/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)			自己	資本上	七 率(E	<u>/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>

現行

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実 の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき 算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は[国際統一基準に係る単体自己資本比率] 、海外営業拠点を有 しない銀行は[国内基準に係る単体自己資本比率] を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(II)に規定する単体自 己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後 の金額を記載すること。
- 5 「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた 評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」 欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載する こと。
- 8 平成17年12月金融庁告示第76号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の[基本項目]計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の [基本的項目] の合計額に 20%(平成 18 年 3 月 31 日から平成 19 年 3 月 30 日までの間は 40%、平成 19 年 3 月 31 日から平成 20 年 3 月 30 日までの間は 30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

1 (国用リスケ・アケート運用后) 報信、展陣的では、基礎的問題件では立たに乗的内部 1 (報信・ロカロ)	改正後		現	
第2 第 期末(年 月 日現金) 貸債対照検 (単位:百万円)	9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、	基礎的内部格付手法又は先進的内部	(新設)	
(単位: 15万円)	ー 格付手法のいずれかを記載すること。	_		
料 目	第 2 第 期末 (年 月 日	現在)貸借対照表	第2 第 期末(年	月 日現在)貸借対照表
(食 産 の 部) を (食 値 の 部) を (定 別 箱 金 を (2) を (2		(単位:百万円)		(単位:百万円)
現 金 預 け 金 金 選	科 目 金額 科	金 額	科 目 金額	科 目 金額
現 金 第 座 預 金 會	(資産の部) (負	債 の 部)	(資産の部)	(負債の部)
度 か				
コールローン				
関 現 先 脚 定			, _	
優秀貸借取引支払保証金	~		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
要 入 手 形 定 別 種 金 会 表 俊 權 を そ の 他 の 預 金 全 の 他 の 預 金 全 の 他 の 預 養 金 と の 他 の 預 金 全 の 他 の 預 金 全 の 他 で 預 金 を の 他 で 預 金 か さ み 俊 権 を の 他 で 預 金 か さ み 俊 作 で 取 引 高品有価証券 海底 品品 品 品 新 価 証 券 貸 借取引 引 入 上 保 を か に の の 元 券 投 作 定 取 引 の 音 を か に の の の の の の の の の の の の か と 取 引 か と で の 他 の の が と 取 引 の 品 表 価 証 券 特定取引有価 証 券 特定 企 敵 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	,	7	/	
日				
特 定 取 引 資 産 演 後 性 預 金 一		··· -		
商品有価証券派生商品特定取引有価証券派生商品特定取引有価証券派生商品特定取引有価証券派生商品特定取引有価証券派生商品特定取引有価証券派生商品特定取引有価証券派生商品特定取引有価証券派生商品特定取引有価証券派生商品特定取引有価証券派生商品特定取引的企业,并有定,取引、负债产。 一种				
原品有価証券派生商品 特定取引有価証券派生商品 特定取引有価証券派生商品 特定取创有価証券派生商品 特定取创有価証券派生商品 特定取创有価証券派生商品 专定金融派生商品 その他の特定取引養産 金 銭 の 信 託 有 価 証 券 億 地 方 債 短 期 社 債 性 元 式 そ の 他 の 証 券 貸 割 引 手 形 貸 割 引 手 形 貸 割 引 手 形 貸 付 位 並 書 貸 付 当 座 貸 校 外 国 他 店 店 為 替 外 国 他 店 店 首 算 入 外 国 他 店 百 首 数 解 定 取 别 员 查 数 期 社 債 食 對 引 手 形 貸 割 引 手 形 貸 付 如 他 店 店 為 替 外 国 他 店 店 為 替 外 国 他 店 店 首 算 入 外 国 他 店 百 首 数 数 替 外 国 他 店 百 替 外 国 他 店 百 首 数 数 数 数 类 私 外 国 他 店 百 首 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数			10 /2 10 31 /4	
特定取引有価証券持度		,		' '
特定取引有価証券派生商品		7 1/1 /-		7- 7- 7- 17 7-
特定金融派生商品 その他の特定取引資産 金 銭 の 信 託				
	特定取引有価証券派生商品	手 形		売 渡 手 形
金 銭 の 信 託 有 価 証 券 商品有価証券派生商品 特定取引売付债券 商品有価証券派生商品 特定取引売付债券 特定取引充価証券派生商品 特定取引充価証券派生商品 特定取引充価証券派生商品 特定取引和価証券派生商品 有		ャル・ペーパー	特定金融派生商品	コマーシャル・ペーパー
有 価 証 券	その他の特定取引資産 特定	V. 31 / /	その他の特定取引資産	特 定 取 引 負 債
Tan	金 銭 の 信 託 売 付	商品債券	金銭の信託	売 付 商 品 債 券
地 方 債	有 価 証 券 商品有	価証券派生商品	有 価 証 券	商品有価証券派生商品
地 方 債	国 債 特定目	反引 売 付 債 券	国	特定取引売付債券
短期 社 債 特定金融派生商品 その他の特定取引負債 株 式	地 方 債 特定取引	有価証券派生商品		
社 債 株 こ その他の特定取引負債 世 株 こ その他の事定取引負債 世 株 こ 日 田 再割引手形 日 日 <td>短期 社債 特定金</td> <td>金融 派 生 商 品</td> <td></td> <td></td>	短期 社債 特定金	金融 派 生 商 品		
株 式 借 用 金 その他の配数 毎 日 本 大 日 田<	社 債 その他	の特定取引負債		
その他の証券 再割引手形 貸出金 日本金 割引手形 付品 当月手形 分外国他店預り外国他店預り外国他店預り外国他店商份 外国地店商份 外国他店商份 当座貸越 大国、為替表 外国地店商份 大国、海替、大区、外国、海替、大区、外国、海替、大区、外国、海营、大区、外国、海营、大区、外国、海营、大区、外国、海营、大区、外国、海营、大区、外国、海营、大区、外国、海营、大区、外国、海营、大区、外国、海营、大区、大区、大区、大区、大区、大区、大区、大区、大区、大区、大区、大区、大区、	株 式 借	用金		
貸 出 金 割 引 手 形 手 形 貸 日 手 形 貸 日 外 国 人 人 外 国 人 人 外 国 他 店 預 外 国 他 店 預 外 国 他 店 預 外 国 他 店 預 外 国 他 店 預 外 国 他 店 預 財 社 資 工 五 財 社 有 五 五 五 財 社 日 日 五 五 五 財 日 日 日 日 日 五 </td <td>その他の証券再割</td> <td>引 手 形</td> <td></td> <td></td>	その他の証券再割	引 手 形		
割 引 手 形 外 国 為 替 手 形 貸 付 新 株 予 約 権 付 社 債 事 形 貸 付 財 社 債 事 所 貸 付 財 社 債 事 所 貸 付 財 社 債 事 所 供 予 約 権 付 社 債 財 社 債 事 所 株 予 約 権 付 社 債 関 入 外 国 為 替	貸出金借	入金		
手 形 貸 付 証 書 貸 付 当 座 貸 越 外 国 他 店 借 売 渡 外 国 為 替 大 国 他 店 預 け 外 国 過 替 新 株 予 約 権 付 社 債	割 引 手 形 外 国	為替		
証書貸付 外国他店借 当座貸越 外国為替 外国地店預け外国地店預け外国地店貸買入外国為替 大田市貸 資入外国為替 新株予約権付社債	手 形 貸 付 外 国	他店預り		
当 座 貸 越 売 渡 外 国 為 替 外 国 為 替 未 払 外 国 為 替 外 国 他 店 預 け 外 国 他 店 貸 買 入 外 国 為 替 報 せ 債 質 入 外 国 為 替 当 座 貸 越 売 渡 外 国 為 替 外 国 他 店 預 け 外 国 他 店 預 け 外 国 他 店 貸 費 入 外 国 為 替 粒 債 額 株 予 約 権 付 社 債	証 書 貸 付 外 国	他 店 借		
外国為替外国他店預け外国他店預け外国他店貸買入外国為替額 未払外国為替知	当 座 貸 越 売 渡	外 国 為 替		
外国他店預け 短期社債 外国他店預け 短期社債 外国他店預け 短期社債 外国他店預け 社債 買入外国為替 新株予約権付社債	外 国 為 替 未 払	外 国 為 替		
外国他店貸 社 債 外国他店貸 社 債 買入外国為替 新株予約権付社債 買入外国為替 新株予約権付社債	外 国 他 店 預 け 短 期	社 債		
買入外国為替 新株予約権付社債 新株予約権付社債				
	買入外国為替新株予	約権付社債		
取立外国為替	取立外国為替	他負債		

さまり さまり ままり ままり<		
前 払 費 用 未 払 費 用 先 物取引差 人	法払受補対取 定 付 () 上物対税系 () 資 申 、他 然他 越見 大	7

	改正後	現行				
	繰延ヘッジ損益		繰延へッジ損益			
	土 地 再 評 価 差 額 金		土 地 再 評 価 差 額 金			
	評価・換算差額等合計		評価・換算差額等合計			
	新 株 予 約 権		新 株 予 約 権			
	純資産の部合計		純資産の部合計			
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	資産の部合計	負債及び純資産の部合計			
(記載上の注意)		(記載上の注意)	•			
1 (略)		1 (略)				
(1)~(25) (略)		(1)~(25) (略)				
資産の部の社債(当該社債を有する)	る金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部ス	は (新設)				
一部について保証しているものであっ	って、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規	<u>E</u>				
する有価証券の私募によるものに限る	る。)に係る保証債務の額					
<u>(27)</u> (四 各)		(略)				
$2 \sim 5$ (略)		2~5 (略)				

改正後	現行				
別紙様式第4号 (第 18 条第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)	別紙様式第4号(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)				
第1 年 月 日から 第1 年 月 日まで 年 月 日まで	第 1 年 月 日から 第 1 年 月 日まで 事業概況書				
1 (略) 2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。)が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。	1 (略) 2 営業所等の増減 (略) (記載上の注意) <u>銀行代理業者</u> が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。				
区 分前期末当期末増減(Δ) 銀行代理業者	区 分 前 期 末 当 期 末 増 減 (△) 銀 行 代 理 業 者				
銀行代理業を営む 営業所又は事務所	銀行代理業を営む 営業所又は事務所				
(記載上の注意) 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。	(新設)				
$3 \sim 10$ (略)	3~10 (略)				
第2 年 月 日現在 貸借対照表 (記載上の注意) 1 (略) (1)~(15) (略) (16) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は 一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定 する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額	第 2 年 月 日現在 貸借対照表 (記載上の注意) 1 (略) (1)~(15) (略) (新設)				
<u>(17)</u> (略) 2~5 (略)	(16) (略) 2~5 (略)				

改正後	現行
別紙様式第4号の2 (第 18 条第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)	別紙様式第4号の2 (第 18 条第 2 項関係) (日本工業規格A 4)
年 月 日から 第1 年 月 日まで	年 月 日から 第1 年 月 日まで 事業概況書
2 営業所等の増減	2 営業所等の増減
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業	銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。) が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載す	
ること。	
<u>区分前期末</u> 当期末 <u>増減(△)</u>	<u>区分前期末</u> 当 <u>期末</u> <u>増減(△)</u>
銀行代理業者	銀行代理業者
銀行代理業を営む営業 所又は事務所	銀行代理業を営む営業 所又は事務所
(記載上の注意)	(新設)
当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。	(VIII)
3~11 (略)	3~11 (略)
第2 年 月 日現在 貸借対照表	第2 年 月 日現在 貸借対照表
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
(1)~(15) (概各)	(1)~(15) (略)
<u>(16)</u> 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は	(新設)
一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定	
する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額	
<u>(17)</u> (略)	<u>(16)</u> (略)
$2\sim5$ (略)	$2\sim5$ (略)

			改正征	发						現行			
別	紙様式第5号 (第 18 条第 3 項関	(係)		(日本	工業規格A4)	別組	紙様式第5号 (第 18	条第3項関	係)		(日本]	C業規格	(A4)
_	第1 ・2 (略) 連結自己資本比率の状況	年年	月月	日から 中間事業概況書			2 (略)連結自己資本比率(第1 (の状況	年年	月月	日から中間事業概況書日まで		
	[国際統一基準に係る連結自己]	資本比率]	_				〔国際統一基準に係	る連結自己	資本比率〕				
			信用	リスク・アセット算出手法	(単位:百万円)					(新	設) 	鱼位:百	万円)_
	項 目	前期末	<u>当中間</u> 期末	項 目	<u>前期末</u> 当中間 期末		<u>項</u>	<u> </u>	前期末	<u>当中間</u> 期末	項 目	前期末	<u>当中間</u> 期末
	<u>資</u> 本 金			短 期 劣 後 債 務			<u>資</u> 本	金			短 期 劣 後 債 務		
	非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	\triangle \triangle		非累積的永久	-			準補完的項目不算入額	\triangle	\triangle
	新株式申込証拠金			準 補 完 的 項 目(C)			新株式申込				準 補 完 的 項 目(C)		
	資 本 剰 余 金			1 - V- 1 10 1-4 ()			<u>資</u> 本 剰	余 金			1 - M- 1 to de ()		
	利益剰余金			自己資本総額(A+B+C)			利 益 剰	余 金			自己資本総額(A+B+C)		
	自己株式	<u> </u>	<u> </u>	(D)				朱 式	\triangle	\triangle	(D)	-	
	自己株式申込証拠金	^	^	他の金融機関の資本調達手			自己株式申込	-	^	^	他の金融機関の資本調達手		
	社 外 流 出 予 定 額 その他有価証券の評価差損	<u> </u>	<u> </u>	他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額			社 外 流 出 その他有価証券の		\triangle	<u>\(\triangle \) \(\triangle \)</u>	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
	為替換算調整勘定	\triangle		負債性資本調達手段及			為替換算調		\triangle	Δ	負債性資本調達手段及		
	新株予約権			びこれに準ずるもの			新株予				びこれに準ずるもの		
	連結子法人等の少数株主持分			期限付劣後債務及び期			連結子会社の少数				期限付劣後債務及び期		
	うち海外特別目的会社			限付優先株並びにこれ			うち海外特別				限付優先株並びにこれ		
	の発行する優先出資証			らに準ずるもの			の発行する優				らに準ずるもの		
	券			短期劣後債務及びこれ			券	70 F7 F			短期劣後債務及びこれ		
	営業権相当額	\triangle		に準ずるもの			営業権相	当額	\triangle	\triangle	に準ずるもの		
	の れ ん 相 当 額	\triangle		連結の範囲に含まれない金			のれん相		Δ	\triangle	連結の範囲に含まれない金		
	企業結合等により計上される	\triangle		融子会社及び金融業務を営			企業結合等により記	計上される			融子会社及び金融業務を営		
	無形固定資産相当額			む子法人等、保険子法人等、			無形固定資産	相当額			む子法人等、保険子法人等、		
	証券化取引に伴い増加した	\triangle	\triangle	金融業務を営む関連法人等			(新	没)			金融業務を営む関連法人等		
	自己資本相当額			の資本調達手段							の資本調達手段		
	内部格付手法採用行におい	\triangle	\triangle	非同時決済取引に係る控除			(新	没)			(新設)		
	て、期待損失額が適格引当			額及び信用リスク削減手法									
	金を上回る額の 50%相当			として用いる保証又はクレ									
	額			ジット・デリバティブの免責									
	繰延税金資産の控除前の			額に係る控除額		1	繰延税金資産の	控除前の				1	

改正	三後		現行
〔基本的項目〕計	内部格付手法採用行におい	〔基本的項目〕計	(新設)
(上記各項目の合計額)	て、期待損失額が適格引当	(上記各項目の合計額)	
	金を上回る額の 50%相当	繰延税金資産の控除金額 △	
<u>基本的項目(A)</u>	<u>額</u>	基本的項目(A)	
償還を行う蓋然性を有	PD/LGD 方式の適用対象とな	償還を行う蓋然性を有	(新設)
する株式等	る株式等エクスポージャー	 する株式等	
その他有価証券の連結貸借	の期待損失額	その他有価証券の連結貸借	
対照表計上額の合計額から	基本的項目からの控除分を	対照表計上額の合計額から	(新設)
帳簿価額の合計額を控除し	除く、自己資本控除とされる	帳簿価額の合計額を控除し	
た額の 45%相当額	証券化エクスポージャー及	た額の 45%	
土地の再評価額と再評価の		土地の再評価額と再評価の	
直前の帳簿価額の差額の	ストリップス	直前の帳簿価額の差額の	
45%相当額	控除項目不算入額△ △		控除項目不算入額 🛆 🗘
一般貸倒引当金	控 除 項 目(E)	一般貸倒引当金	控 除 項 目(E)
内部格付手法採用行におい		(新設)	
て、適格引当金が期待損失	自己資本額(D-E)(F)		自己資本額(D-E)(F)
額を上回る額			
負債性資本調達手段等	資産 (オン・バランス) 項目	負債性資本調達手段等	資産(オン・バランス)項目
負債性資本調達手段	オフ・バランス取引等項目	負債性資本調達手段	オフ・バランス取引項目
期限付劣後債務及び期	マーケット・リスク相当額 🛆 🛕	期限付劣後債務及び期	<u>マーケット・リスク相当額</u> <u>△</u> <u>△</u>
限付優先株	を8%で除して得た額	限付優先株	を8%で除して得た額
	オペレーショナル・リスク相		(新設)
	当額を8%で除して得た額		
	旧所要自己資本の額に告示		(新設)
	に定める率を乗じて得た額		
	が新所要自己資本の額を上		
	回る額に 12.5 を乗じて得た		
	<u>額</u>		
	<u>リスク・アセット等計(G)</u>		<u>リスク・アセット等計(G)</u>
	(削 る)		_(参考) マーケット・リスク
			相当額
<u>補 完 的 項 目 不 算 入 額</u> <u>△</u> <u>△</u>	<u>Tier1 比率 (A/G)</u> %	<u>補 完 的 項 目 不 算 入 額</u> <u>△</u>	<u>△ Tier1 比率 (A/G) % %</u>
<u>補 完 的 項 目(B)</u>	<u>自己資本比率(F/G)</u> <u>%</u>	<u>補 完 的 項 目(B)</u>	自己資本比率(F/G) <u>%</u> <u>%</u>
[国内基準に係る連結自己資本比率]	_	[国内基準に係る連結自己資本比率]	
	信用リスク・アセット算出手法		(新設)
	(単位:百万	<u> </u>	_(単位:百万円)
項 目 前期末 当中間			当中間 項 目 前期末 当中間
期末	期末	<u> </u>	<u>期末</u> <u>期末</u> <u>期末</u>

Ē	女正後	現行
資 本 金	短 期 劣 後 債 務	<u>資</u> 本 金 (新 設)
非累積的永久優先株	準補完的項目不算入額 △ △	非累積的永久優先株 (新設)
新株式申込証拠金	準 補 完 的 項 目 (C)	新株式申込証拠金 (新設)
資 本 剰 余 金	自己資本総額(A+B+C)	資 本 剰 余 金 自己資本総額(A+B)(C)
利 益 剰 余 金	(D)	利 益 剰 余 金
自 己 株 式 △ △	他の金融機関の資本調達手	自 己 株 式 △ △ 他の金融機関の資本調達手
自己株式申込証拠金	段の意図的な保有相当額	自己株式申込証拠金 段の意図的な保有相当額
社外流出予定額△ △	負債性資本調達手段及	社 外 流 出 予 定 額 △ △ 負債性資本調達手段及
その他有価証券の評価差損 △ △	びこれに準ずるもの	その他有価証券の評価差損 △ △ びこれに準ずるもの
為 替 換 算 調 整 勘 定	期限付劣後債務及び期	為 替 換 算 調 整 勘 定 期限付劣後債務及び期
新 株 予 約 権	限付優先株並びにこれ	新 株 予 約 権 限付優先株並びにこれ
連結子法人等の少数株主持分	らに準ずるもの	連結子会社の少数株主持分
うち海外特別目的会社	短期劣後債務及びこれ	うち海外特別目的会社 (新設)
の発行する優先出資証	に準ずるもの	の発行する優先出資証
<u>券</u>	連結の範囲に含まれない金	<u> </u>
営業権相当額△	融子会社及び金融業務を営	営業権相当額 △ △ 融子会社及び金融業務を営
の れ ん 相 当 額 △ △	む子法人等、保険子法人等、	の れ ん 相 当 額 △立 立子法人等、保険子法人等、
企業結合等により計上される 🛆 🛆	金融業務を営む関連法人等	企業結合等により計上される 🛆 🛆 金融業務を営む関連法人等
無形固定資産相当額	の資本調達手段	無形固定資産相当額 の資本調達手段
証券化取引に伴い増加した △ △	非同時決済取引に係る控除	(新設) (新設)
自己資本相当額	額及び信用リスク削減手法	
内部格付手法採用行におい △ △	として用いる保証又はクレ	(新 設)
て、期待損失額が適格引当	ジット・デリバティブの免責	
金を上回る額の 50%相当	額に係る控除額	
<u>額</u>	内部格付手法採用行におい	(新設)
繰延税金資産の控除前の	て、期待損失額が適格引当	繰延税金資産の控除前の
<u>〔基本的項目〕計</u>	金を上回る額の 50%相当	<u>〔基本的項目〕計</u>
(上記各項目の合計額)	<u>額</u>	(上記各項目の合計額)
<u>繰延税金資産の控除金額</u> <u>△</u> <u>△</u>	PD/LGD 方式の適用対象とな	<u>繰延税金資産の控除金額</u> <u>△</u> (新設)
基本的項目(A)	<u>る株式等エクスポージャー</u>	<u>基 本 的 項 目(A)</u>
償還を行う蓋然性を有	の期待損失額	償還を行う蓋然性を有
する株式等	基本的項目からの控除分を	<u>する株式等</u> (新設)
土地の再評価額と再評価の	除く、自己資本控除とされる	土地の再評価額と再評価の
直前の帳簿価額の差額の	証券化エクスポージャー及	直前の帳簿価額の差額の
45%相当額	び信用補完機能を持つ I/0	<u>45%に相当する額</u>
一般貸倒引当金	<u>ストリップス</u>	<u>一般貸倒引当金</u>
内部格付手法採用行におい	<u>控除項目不算入額 △</u> △	(新 設) <u>控除項目不算入額 △ △</u>
て、適格引当金が期待損失	<u>控 除 項 目(E)</u>	<u>控 除 項 目(D)</u>
額を上回る額		

改正後								現行
	負債性資本調達手段等			自己資本額(D-E)(F)			負債性資本調達手段等	
	負債性資本調達手段						負債性資本調達手段	
	期限付劣後債務及び期			資産(オン・バランス)項目			期限付劣後債務及び期	
	限付優先株			オフ・バランス取引等項目			限付優先株	
				マーケット・リスク相当額を				
				8%で除して得た額				
				オペレーショナル・リスク相				
				当額を8%で除して得た額				
				旧所要自己資本の額に告示				
				に定める率を乗じて得た額				
				が新所要自己資本の額を上				
				回る額に 25.0 を乗じて得た				
				額				
				リスク・アセット等計(G)				
	補完的項目不算入額	\triangle	\triangle	<u>Tier1 比率 (A/G)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>	補 完 的 項 目 不 算 入 額 △	\triangle
	補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(F/G)	<u>%</u>	<u>%</u>	<u>補 完 的 項 目(B)</u>	

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等 に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基 準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は [国際統一基準に係る連結自己資本比率]、海外営業拠点を有し ない銀行は〔国内基準に係る連結自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己 資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後 の金額を記載すること。
- 5 「企業結合等により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じ た評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により 生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 6 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45% | 欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 7 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載する <u>こと。</u>
- 8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の[基本 的項目〕計(上記各項目の合計額)|欄及び「繰延税金資産の控除金額|欄に所定の金額をそれ ぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を 欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(平成 18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3 月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資

	N 1 N 1 1 1 1 1 1 1 1			1	34 1 PA	· - /			
	負債性資本調達手段								
	期限付劣後債務及び期			資産	(オン・バ	(ランス)	項目		
	限付優先株			オフ	・バラン	ノス 取引	項目		
				(新	設)		
				(新	設)		
				(新	設)		
				リス	ク・アセ	ット等計	+(F)		
補	言 的 項 目 不 算 入 額	\triangle	\triangle	T i	er1比	:率(A	/F)	<u>%</u>	<u>%</u>
補	完 的 項 目(B)			自己	資 本上	七 率(E	/F)	<u>%</u>	<u>%</u>

自己資本額(C-D)(E)

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産 等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定め る基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は [国際統一基準に係る連結自己資本比率]、海外営業拠点を有 しない銀行は「国内基準に係る連結自己資本比率」を記載すること。
- 3 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自 己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整 後の金額を記載すること。
- 5 「企業結合等により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生 じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価に より生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 6 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45% | 欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 7 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載す ること。
- 8 平成17年12月金融庁告示第76号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の[基 本的項目〕計(上記各項目の合計額)| 欄及び「繰延税金資産の控除金額| 欄に所定の金額を それぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上 限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の[基本的項目]の合計額に20%(平 成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20 年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延

改正後	現行
産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資	税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰
産の控除金額」欄に記載すること。	延税金資産の控除金額」欄に記載すること。
9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部	(新設)
格付手法のいずれかを記載すること。	
第 2 中間連結財務諸表	第 2 中間連結財務諸表
1 (略)	1 (略)
2 (年 月 日現在)中間連結貸借対照表	2 (年 月 日現在)中間連結貸借対照表
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (降)	1 (略)
(1) \sim (3) (暗答)	(1)~ (3) (略)
(4) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成 11 年大蔵省令第 24 号)	(4) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条第1項及び第2項に
第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する有価証券に関する事項	規定する有価証券に関する事項
(5)~(15) (昭各)	(5)~(15) (略)
(16) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の2及び第17条の3に規	(16) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の2及び第17条の3
定するストック・オプションに関する事項	に規定するストック・オプションに関する事項
(17) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の4から第17条の7ま	(17) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の4から第17条の7
で、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の3及び第62条の3に規定する企業結合	まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の3及び第62条の3に規定する企業
に関する事項	結合に関する事項
(18) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の8、第17条の9及び第	18 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の8、第17条の9及
17条の12に規定する事業分離に関する事項	び第 17 条の 12 に規定する事業分離に関する事項
19 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支	(新設)
<u>払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条</u>	
第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。) に係る保証債務の額	
(<u>20)</u> (略)	(<u>19)</u> (略)
$2\sim5$ (略)	2~5 (略)
3~5 (略)	3~5 (略)

内部格付手法採用行におい

[基本的項目] 計

改正後 現行 別紙様式第5号の2(第18条第4項関係) (日本工業規格A4) 別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4) 日から 事業概況書 事業概況書 1 • 2 (略) 1 • 2 (略) 3 連結自己資本比率の状況 3 連結自己資本比率の状況 [国際統一基準に係る連結自己資本比率] [国際統一基準に係る連結自己資本比率] 信用リスク・アセット算出手法 (新設) (単位:百万円) (単位:百万円) 前期末 当期末 目 前期末 当期末 目 目 前期末 当期末 項 目 前期末 当期末 短期劣後債務 短 期 劣 後 非累積的永久優先株 準補完的項目不算入額 △ 非累積的永久優先株 準補完的項目不算入額 △ \triangle \triangle 新株式申込証拠金 準 補 完 的 項 目(C) 準 補 完 的 項 目(C) 新株式申込証拠金 資 本 剰 余 金 資 本 剰 余 益 剰 余 金 自己資本総額(A+B+C) 益 剰 余 自己資本総額(A+B+C) \triangle \triangle 自己株式申込証拠金 自己株式申込証拠金 社外流出予定額□△ 他の金融機関の資本調達手 社外流出予定額 他の金融機関の資本調達手 Δ その他有価証券の評価差損 その他有価証券の評価差損 段の意図的な保有相当額 \triangle 段の意図的な保有相当額 為替換算調整勘定 負債性資本調達手段及 為替換算調整勘定 負債性資本調達手段及 びこれに準ずるもの びこれに準ずるもの 連結子法人等の少数株主持分 期限付劣後債務及び期 連結子会社の少数株主持分 期限付劣後債務及び期 うち海外特別目的会社 限付優先株並びにこれ うち海外特別目的会社 限付優先株並びにこれ の発行する優先出資証 の発行する優先出資証 らに準ずるもの らに進ずるもの 短期劣後債務及びこれ 短期劣後債務及びこれ 営業権相当額 営業権相当 額 に準ずるもの に準ずるもの の れ ん 相 当 額 Δ 連結の範囲に含まれない金 のれん相 当 連結の範囲に含まれない金 企業結合等により計上される △ 企業結合等により計上される 融子会社及び金融業務を営 融子会社及び金融業務を営 無形固定資產相当額 む子法人等、保険子法人等、 無形固定資產相当額 む子法人等、保険子法人等、 証券化取引に伴い増加した △ 金融業務を営む関連法人等 設 金融業務を営む関連法人等 自己資本相当額 の資本調達手段 の資本調達手段 内部格付手法採用行におい △ 非同時決済取引に係る控除 新 設 設 新 て、期待損失額が適格引当 額及び信用リスク削減手法 金を上回る額の 50%相当 として用いる保証又はクレ ジット・デリバティブの免責 繰延税金資産の控除前の 繰延税金資産の控除前の 額に係る控除額

〔基本的項目〕計

新

設

)

非累積的永久優先株

改正後				現行		
(上記各項目の合計額)		て、期待損失額が適格引当		(上記各項目の合計額)		
操延税金資産の控除金額 △	\triangle	金を上回る額の 50%相当		繰延税金資産の控除金額 △	Δ	
基 本 的 項 目(A)		額		基 本 的 項 目(A)		
償還を行う蓋然性を有		PD/LGD 方式の適用対象とな		償還を行う蓋然性を有		(新設)
する株式等		る株式等エクスポージャー		する株式等		
その他有価証券の連結貸借		の期待損失額		その他有価証券の連結貸借		
対照表計上額の合計額から		基本的項目からの控除分を		対照表計上額の合計額から		(新設)
長簿価額の合計額を控除し		除く、自己資本控除とされる		帳簿価額の合計額を控除し		
た額の 45%相当額		証券化エクスポージャー及		た額の 45%		
上地の再評価額と再評価の		び信用補完機能を持つ I/0		土地の再評価額と再評価の		1
直前の帳簿価額の差額の		<u>ストリップス</u>		直前の帳簿価額の差額の		
5%相当額		<u>控除項目不算入額</u> <u>△</u> <u>△</u>		45%に相当する額		控除項目不算入額 🛆 🛆
一般貸倒引当金		控 除 項 目(E)		一般貸倒引当金		控 除 項 目(E)
内部格付手法採用行におい				(新設)		
て、適格引当金が期待損失		自己資本額(D-E)(F)				自己資本額(D-E)(F)
領を上回る額						
負債性資本調達手段等		資産(オン・バランス)項目		負債性資本調達手段等		資産(オン・バランス)項目
負債性資本調達手段		オフ・バランス取引等項目		負債性資本調達手段		オフ・バランス取引項目
期限付劣後債務及び期		<u>マーケット・リスク相当額 △</u> △		期限付劣後債務及び期		マーケット・リスク相当額 △ △
限付優先株		を8%で除して得た額		限付優先株		を8%で除して得た額
		オペレーショナル・リスク相				(新設)
		当額を8%で除して得た額				
		旧所要自己資本の額に告示				(新設)
		に定める率を乗じて得た額				
		が新所要自己資本の額を上				
		回る額に 12.5 を乗じて得た				
		額				
		リスク・アセット等計(G)				<u>リスク・アセット等計(G)</u>
		(削 る)				(参考) マーケット・リスク
						相当額
甫完的項目不算入額 △	\triangle		<u>%</u>	補完的項目不算入額 △	\triangle	Tier1 比率 (A/G) % %
# 完 的 項 目(B)		自己資本比率(F/G) <u>%</u>	<u>%</u>	<u>補 完 的 項 目(B)</u>		自己資本比率(F/G) <u>%</u> %
司力共進にはマ本体力ファムロナン						
[国内基準に係る連結自己資本比率]				[国内基準に係る連結自己資本比率]	_	/±r=n.\
		言用リスク・アセット算出手法				(新設)
項 目 前期		<u>(単位:百万円</u>	<u>4)</u> 末			項 目 前期末 当期末

改正	後	現行		
新株式申込証拠金	準 補 完 的 項 目 (C)	<u>新株式申込証拠金</u> (新設)		
資 本 剰 余 金	自己資本総額(A+B+C)	<u>資 本 剰 余 金</u> 自己資本総額(A+B)(C)		
利 益 剰 余 金	(D)	利 益 剰 余 金		
自 己 株 式 △ △	他の金融機関の資本調達手	自 己 株 式 △		
自己株式申込証拠金	段の意図的な保有相当額	自己株式申込証拠金 段の意図的な保有相当額		
社外流出予定額△ △	負債性資本調達手段及	社 外 流 出 予 定 額 △ △ 負債性資本調達手段及		
その他有価証券の評価差損 △ △	<u>びこれに準ずるもの</u>	<u>その他有価証券の評価差損 △ △ びこれに準ずるもの</u>		
為 替 換 算 調 整 勘 定	期限付劣後債務及び期	為 替 換 算 調 整 勘 定 期限付劣後債務及び期		
新 株 予 約 権	限付優先株並びにこれ	新 株 予 約 権 限付優先株並びにこれ		
連結子法人等の少数株主持分	らに準ずるもの	連結子会社の少数株主持分 らに準ずるもの		
うち海外特別目的会社	短期劣後債務及びこれ	うち海外特別目的会社 (新設)		
の発行する優先出資証	に準ずるもの	<u>の発行する優先出資証</u>		
<u>券</u>	連結の範囲に含まれない金	<u>券</u> 連結の範囲に含まれない金		
営業権相当額 🛆 🛆	融子会社及び金融業務を営	営業権相当額 △ △ 融子会社及び金融業務を営		
の れ ん 相 当 額 🛆 🛆	む子法人等、保険子法人等、	の れ ん 相 当 額 △ Δ む子法人等、保険子法人等、		
企業結合等により計上される △ △	金融業務を営む関連法人等	<u>企業結合等により計上される</u> <u>△</u> <u>△</u> <u>金融業務を営む関連法人等</u>		
無形固定資産相当額	の資本調達手段	無形固定資産相当額 の資本調達手段		
<u>証券化取引に伴い増加した</u> △ △	非同時決済取引に係る控除	(新 設) (新 設)		
自己資本相当額	<u>額及び信用リスク削減手法</u>			
内部格付手法採用行におい \triangle	として用いる保証又はクレ	(新 設)		
て、期待損失額が適格引当	<u>ジット・デリバティブの免責</u>			
金を上回る額の 50%相当	額に係る控除額			
<u>額</u>	内部格付手法採用行におい	(新設)		
繰延税金資産の控除前の	て、期待損失額が適格引当	繰延税金資産の控除前の		
<u>〔基本的項目〕計</u>	金を上回る額の 50%相当	〔基本的項目〕計		
(上記各項目の合計額)	<u>額</u>	(上記各項目の合計額)		
繰延税金資産の控除金額 △ △	PD/LGD 方式の適用対象とな	<u>繰延税金資産の控除金額 △ △</u> (新 設)		
基本的項目(A)	<u>る株式等エクスポージャー</u>	<u>基本的項目(A)</u>		
償還を行う蓋然性を有	の期待損失額	償還を行う蓋然性を有		
する株式等	基本的項目からの控除分を	<u>する株式等</u> (新 設)		
土地の再評価額と再評価の	除く、自己資本控除とされる	土地の再評価額と再評価の		
直前の帳簿価額の差額の	証券化エクスポージャー及	直前の帳簿価額の差額の		
45%相当額	び信用補完機能を持つ I/0	<u>45%に相当する額</u>		
一般貸倒引当金	ストリップス	<u>一般貸倒引当金</u>		
内部格付手法採用行におい	控除項目不算入額 △ △	(新 設) <u>控除項目不算入額</u> <u>△</u> <u>△</u>		
て、適格引当金が期待損失	<u>控 除 項 目(E)</u>	<u>控 除 項 目 (D)</u>		
額を上回る額				
負債性資本調達手段等	自己資本額(D-E)(F)	負債性資本調達手段等 自己資本額(C-D)(E)		
負債性資本調達手段		負債性資本調達手段		

改正後					
期限付劣後債務及び期			資産(オン・バランス)項目		
限付優先株			オフ・バランス取引等項目		
			マーケット・リスク相当額を		
			8%で除して得た額		
			オペレーショナル・リスク相		
			当額を8%で除して得た額		
			旧所要自己資本の額に告示		
			に定める率を乗じて得た額		
			が新所要自己資本の額を上		
			回る額に 25.0 を乗じて得た		
			<u>額</u>		
			<u>リスク・アセット等計(G)</u>		
補完的項目不算入額	\triangle	\triangle	<u>Tier1 比率(A/G)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)			<u>自己資本比率(F/G)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等 に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基 準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は [国際統一基準に係る連結自己資本比率]、海外営業拠点を有 しない銀行は [国内基準に係る連結自己資本比率] を記載すること。
- 3 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己 資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後 の金額を記載すること。
- 5 「企業結合等により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じ た評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により 生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 6 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 7 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載する こと。
- 8 平成19年3月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の[基本 的項目]計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれ ぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を 欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の[基本的項目]の合計額に20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

	20	•	
期限付劣後債務及び期		<u>資産(オン・バランス)項目</u>	
限付優先株		オフ・バランス取引項目	
		(新設)	
		(新設)	
		】(新 設)	
		 リスク・アセット等計(F)	
補完的項目不算入額	\triangle \triangle	Tier1比率(A/F)	<u>%</u> <u>%</u>
補 完 的 項 目(B)		自己資本比率(E/F)	<u>%</u> <u>%</u>
(=====================================			

現行

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に 照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に 係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は [国際統一基準に係る連結自己資本比率]、海外営業拠点を有 しない銀行は [国内基準に係る連結自己資本比率] を記載すること。
- 3 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 5 「企業結合等により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 6 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」 欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 7 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 8 平成17年12月金融庁告示第76号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の[基本的項目]の合計額に20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

改正後	現行
9 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部	(新設)
格付手法のいずれかを記載すること。	
第2 連結財務諸表	第2 連結財務諸表
1 (略)	1 (略)
2 (年 月 日現在)連結貸借対照表	2 (年 月 日現在)連結貸借対照表
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
(1) \sim (3) (略)	$(1)\sim(3)$ (略)
(4) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第4項までに	(4) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第4項までに
規定する有価証券に関する事項	規定する有価証券に関する事項
(5)~(16) (昭)	(5)~(16) (略)
(17) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の9から第15条の11までに規	(17) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の9から第15条の11までに規
定するストック・オプションに関する事項	定するストック・オプションに関する事項
(18) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、	(18) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、
第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3に規定する企業結合に関する	第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3に規定する企業結合に関する事
事項	項
(19) <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u> 第15条の16、第15条の17及び第 15	(19) <u>連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u> 第15条の16、第15条の17及び第 15 条
条の 20 に規定する事業分離に関する事項	の20に規定する事業分離に関する事項
20 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支土の金融機関がその元本の償還及び利息の支土の金融機関がその元本の償還及び利息の支	(新設)
払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条 第2項に担党セスを収証されるものに関す、)に係る担証法数の額	
第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額	(an) (mtz.)
(<u>21)</u> (略) 2~6 (略)	<u>200</u> (略) 2~6 (略)
3~5 (略)	2~6 (略) 3~5 (略)

改正後	現行
別紙様式第6号(第19条第1項及び第6項関係)	別紙様式第6号(第19条第1項及び第6項関係)
第1 第 期 中 間 決 算 公 告	第1 第 期中間決算公告
年 月 日	年 月 日
住 所	住 所
株式会社銀行	株式会社銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名	代表取締役又は代表執行役 氏 名
(記載上の注意)	(記載上の注意)
(略)	(略)
中間貸借対照表 (年月日現在)	中間貸借対照表(年月日現在)
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
(1) \sim (3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 <u>第1項及び第2項</u> に規	(4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 <u>第1項から第3項まで</u>
定する有価証券に関する事項	に規定する有価証券に関する事項
(5)~(21) (略)	(5)~(21) (略)
<u>図 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支</u>	(新設)
払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条	
第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額	(20) / mfr \
	(<u>22)</u> (m 各)
$2 \sim 3$ (略)	$2 \sim 3$ (略)
中間損益計算書(略)	中間損益計算書(略)

改正後	現行
別紙様式第6号の2 (第19条第1項及び第6項関係)	別紙様式第6号の2 (第 19 条第1項及び第6項関係)
第1 第 期 中 間 決 算 公 告	第1 第 期中間決算公告
年 月 日	年 月 日
住 所	住 所
株式会社 銀行	株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名	代表取締役又は代表執行役 氏 名
(記載上の注意)	(記載上の注意)
(略)	(略)
中間貸借対照表 (年 月 日現在)	中間貸借対照表(年 月 日現在)
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
(1)~(3) (略)	$(1)\sim(3)$ (略)
(4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 <u>第1項及び第2項</u> に規	(4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 <u>第1項から第3項まで</u>
定する有価証券に関する事項	に規定する有価証券に関する事項
(5)~(21) (略)	(5)~(江) (略)
<u>図</u> 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支	(新設)
<u>払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条</u>	
第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。) に係る保証債務の額	
(<u>(23)</u> ((時)	<u>(22)</u> (略)
$2 \sim 3$ (略)	$2\sim3$ (略)
中間損益計算書(略)	中間損益計算書(略)

改〕	E後	現行
別紙様式第6号の3(第19条第1項及び第6項関	係)	別紙様式第6号の3 (第19条第1項及び第6項関係)
第 1 第 年 月 日	期 決 算 公 告 住 所 株式会社 銀行	第1 第 期 決 算 公 告 年 月 日 住 所 株式会社 銀行
(記載上の注意) (略) 貸借対照表 (年	代表取締役又は代表執行役 氏 名 E 月 日現在) (単位:百万円)	代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (略) (階) (単位:百万円)
科 目 金額	科 目 金額	科 目 金額 科 目 金額
の けい 大手 () 大品 高商商 () 大子 ()	金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	(資産の部) 金金 金金 預 け 金金 金金 預 け 金金 金金 音 預 預 金金 金金 音 預 預 金金 金金 音

7.kr	正谷		現行
改正後			
外国他店預け	未 払 法 人 税 等	外国他店預け	未払法人税等
外 国 他 店 貸	未払費用	外 国 他 店 貸	未払費用
買入外国為替	前受収益	買入外国為替	前 受 収 益
取立外国為替	従業員預り金	取 立 外 国 為 替	従業員預り金
その他資産	給付補てん備金	その他資産	給付補てん備金
未決済為替貸	先物取引受入証拠金	未 決 済 為 替 貸	先物取引受入証拠金
前払費用	先 物 取 引 差 金 勘 定	前払費用	先 物 取 引 差 金 勘 定
未 収 収 益	借入商品债券	未 収 収 益	借入商品債券
先物取引差入証拠金	借入有価証券	先物取引差入証拠金	借入有価証券
先物取引差金勘定	売 付 商 品 債 券	先 物 取 引 差 金 勘 定	売 付 商 品 債 券
保管有価証券等	売 付 債 券	保管有価証券等	売 付 債 券
金融派生商品	金融派生商品	金融派生商品	金融派生商品
(削 る)	その他の負債	社 債 発 行 差 金	その他の負債
社 債 発 行 費	賞 与 引 当 金	社 債 発 行 費	賞 与 引 当 金
その他の資産	役員賞与引当金	その他の資産	役員賞与引当金
有 形 固 定 資 産	退職給付引当金	有 形 固 定 資 産	退職給付引当金
建物	特別法上の引当金	建物	特別法上の引当金
土地地	金融先物取引責任準備金	土 地	金融先物取引責任準備金
建設仮勘定	証券取引責任準備金	建 設 仮 勘 定	証券取引責任準備金
その他の有形固定資産	操 延 税 金 負 債	その他の有形固定資産	繰 延 税 金 負 債
無 形 固 定 資 産	再評価に係る繰延税金負債	無 形 固 定 資 産	再評価に係る繰延税金負債
ソフトウェア	負 の の れ ん	ソフトウェア	負 の の れ ん
のれん	支 払 承 諾	のれん	支 払 承 諾
その他の無形固定資産	負債の部合計	その他の無形固定資産	負債の部合計
繰 延 税 金 資 産	(純資産の部)	繰 延 税 金 資 産	(純資産の部)
再評価に係る繰延税金資産	資 本 金	再評価に係る繰延税金資産	資 本 金
支 払 承 諾 見 返	新株式申込証拠金	支 払 承 諾 見 返	新株式申込証拠金
貸 倒 引 当 金 🛆	資 本 剰 余 金	貸 倒 引 当 金 △	資 本 剰 余 金
	資 本 準 備 金		資 本 準 備 金
	その他資本剰余金		その他資本剰余金
	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金
	利 益 準 備 金		利 益 準 備 金
	その他利益剰余金		その他利益剰余金
	〇 〇 積 立 金		○ ○ 積 立 金
	繰 越 利 益 剰 余 金		繰 越 利 益 剰 余 金
	自 己 株 式 △		自 己 株 式 △
	自己株式申込証拠金		自己株式申込証拠金
	株 主 資 本 合 計		株 主 資 本 合 計
	その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		繰延へッジ損益

改正後		現行		
	土 地 再 評 価 差 額 金 評 価・換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 純資産の部合計		土 地 再 評 価 差 額 金 評 価・ 換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 純資産の部合計	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	資産の部合計	負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意)		(記載上の注意)		
1 (略)		1 (略)		
(1)~(26) (略)		(1)~(26) (昭)		
◎ 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は		(新設)		
一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定				
する有価証券の私募によるものに限る。) に係る保証債務の額				
(28) (略)				
		2~5 (略)		
損益計算書(略)		損益計算:	書(略)	

改正後	現行
別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係)	別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係)
第1 第 期 決 算 公 告 年 月 日	第1 第 期 決 算 公 告 年 月 日
住 所 株式会社	住 所 銀行 株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏	
(記載上の注意)	(記載上の注意)
() () () () () () () () () ()	(略)
貸借対照表 (年月日現在)	貸借対照表 (年月日現在)
(単位:	百万円) (単位:百万円)
科 目 金額 科 目	金額 科目金額 科目金額
(資産の部) (負債の部)	(資産の部) (負債の部)
現 金 預 け 金 預 金	現 金 預 け 金 預 金 1
現 金 当 座 預 金	現 金 当 座 預 金 H
預け金一番通預金	預 け 金 普 通 預 金 H
コールローン 貯蓄預金	コールローン 貯蓄預金
関 現 先 勘 定	
債券貸借取引支払保証金 定期預金	債券貸借取引支払保証金 定期預金
買 入 手 形 定 期 積 金	
買入金銭債権 その他の預金	
特定取引資産 譲渡性預金	特 定 取 引 資 産 譲 渡 性 預 金
商品有価証券 コールマネー	商品有価証券 コールマネー
商品有価証券派生商品 売 現 先 勘 定	商品有価証券派生商品 売 現 先 勘 定
特 定 取 引 有 価 証 券 債券貸借取引受入担保金	特定取引有価証券 債券貸借取引受入担保金
特定取引有価証券派生商品 売 渡 手 形	特定取引有価証券派生商品 売 渡 手 形
特定金融派生商品 コマーシャル・ペーパー	特定金融派生商品 コマーシャル・ペーパー
その他の特定取引資産 特定取引負債	その他の特定取引資産 特 定 取 引 負 債
金銭の信託売付商品債券	金銭の信託売付商品債券
有 価 証 券 商品有価証券派生商品	有 証 券 商品有価証券派生商品 商品有価証券派生商品
国 債 特定取引売付債券	国
地 方 債 特定取引有価証券派生商品	地 方 債 特定取引有価証券派生商品
短期 社債 特定金融派生商品	短期社債 特定金融派生商品
社債 その他の特定取引負債	社債との他の特定取引負債
株 式 借 用 金	株 式 借 用 金
その他の証券 再割引手形	その他の証券 再割引手形
貸 出 金	貸 出 金 借 入 金 H
割 引 手 形 外 国 為 替	割 引 手 形 外 国 為 替
手 形 貸 付 外 国 他 店 預 り	手 形 貸 付 外 国 他 店 預 り

	改正後		現行
	その他利益剰余金 ○ 積立金 繰越利益剰余金 自 己 株 式 申 込 金 情 己 株 武 金 計 を 本 合 計 その他有価証券評価差額金 繰延へ ジ		その他利益剰余金 ○ 積 立 金 繰 対 益 剰 余 金 線 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 申 込 金 計 その他有価証券評価差額金 操 延 へ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 評価・換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 純資産の部合計
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	資産の部合計	負債及び純資産の部合計
(記載上の注意) 1 (略) (1)~(3) (略) (1)~(3) (略) (1)~(3) (略) (1) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額		-	
(<u>∞)</u> (略) 2∼5 (略)		<u>(₹7)</u> (略) 2 ∼ 5 (略)	
損益計算書 (略)		損益計算書	(略)

改正後	現行
別紙様式第7号(第19条第1項及び第6項関係)	別紙様式第7号 (第19条第1項及び第6項関係)
第1 第 期 中間決算公告	第1 第 期 中間決算公告
年 月 日	年 月 日
住所	住 所
銀行	銀行
代 表 者 氏 名	代 表 者 氏 名
(記載上の注意)	(記載上の注意)
(略)	(略)
中間貸借対照表 (年月日現在)	中間貸借対照表(年月日現在)
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
(1)~ (3) (略)	(1)~ (3) (略)
(4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 <u>第1項及び第2項</u> に規	(4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 <u>第1項から第3項まで</u>
定する有価証券に関する事項	に規定する有価証券に関する事項
(5)~(14) (略)	(5)~(14) (略)
<u>(5)</u> 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支	(新設)
<u>払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条</u>	
第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。) に係る保証債務の額	
<u>(16)</u> (略)	(15) (略)
2 · 3 (略)	2・3 (略)
中間損益計算書(略)	中間損益計算書(略)

改正後	現行					
別紙様式第7号の2 (第 19 条第 1 項及び第 6 項関係)	別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係)					
第1 第 期 中間決算公告	第1 第 期 中間決算公告					
年 月 日 住 所	年 月 日 住 所					
銀行 支店 代表者氏 名	銀行 支店 代 表 者 氏 名					
(記載上の注意) (略)	(記載上の注意) (略)					
中間貸借対照表 (年月日現在) (略)	中間貸借対照表 (年月日現在)					
(記載上の注意)	(記載上の注意)					
1 (略) (1)~(3) (略) (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 <u>第1項及び第2項</u> に規	1 (略) (1)~(3) (略) (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4 <u>第1項から第3項まで</u>					
定する有価証券に関する事項 (5)~(14) (略)	に規定する有価証券に関する事項 (5)~(14) (略)					
(15) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額	(新設)					
<u>(16)</u> (略) 2・3 (略)	(<u>15)</u> (略) 2・3 (略)					
中間損益計算書(略)	中間損益計算書(略)					

改正後	現行
別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)	別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)
第1 第 期 決 算 公 告	第1 第 期 決 算 公 告
年 月 日	年 月 日
住 所	住
銀行	ま 銀行 支店
代表者氏	名 代表者氏 名
(記載上の注意)	(記載上の注意)
(暗)	(略)
貸借対照表(年月日現在)	貸借対照表 (年 月 日現在)
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
(1)~(15) (略)	(1)~(15) (略)
16 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又	は (新設)
一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規	<u>ē</u>
する有価証券の私募によるものに限る。) に係る保証債務の額	
<u>(17)</u> (略)	(<u>16)</u> (略)
$2\sim5$ (略)	$2\sim5$ (略)
損益計算書 (略)	損益計算書 (略)

改正後	現行
別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係)	別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係)
第1 第 期 決 算 公 告	第1 第 期 決 算 公 告
年 月 日	年 月 日
住 所	住所
銀行	銀行
代 表 者 氏 名	代表者氏名
(記載上の注意)	(記載上の注意)
(略)	(略)
貸借対照表 (年 月 日現在)	貸借対照表(年月日現在)
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
(1)~(15) (略)	(1)~(15) (略)
<u>(16)</u> 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は	(新設)
一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定	
する有価証券の私募によるものに限る。) に係る保証債務の額	
<u>(17)</u> (略)	<u>(16)</u> (略)
$2\sim5$ (略)	$2\sim5$ (略)
損益計算書 (略)	損益計算書 (略)

改正後	現行				
別紙様式第8号(第19条第2項及び第6項関係)	別紙様式第8号(第19条第2項及び第6項関係)				
第1 第 期 中間決算公告	第1 第 期 中間決算公告				
年 月 日	年 月 日				
住所	住 所				
株式会社	株式会社				
代表取締役又は代表執行役 氏 名	代表取締役又は代表執行役 氏 名				
(記載上の注意)	(記載上の注意)				
(略)	(略)				
中間連結貸借対照表(年月日現在)	中間連結貸借対照表(年 月 日現在)				
(略)	(略)				
(記載上の注意)	(記載上の注意)				
1 (略)	1 (略)				
2 (略)	2 (略)				
(1) \sim (3) (略)	(1) \sim (3) (昭子)				
(4) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条第1項及び第2項に規定	(4) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条第1項及び第2項に規				
する有価証券に関する事項	定する有価証券に関する事項				
(5)~(16) (略)	(5)~(16) (昭)				
(17) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の2及び第17条の3に規					
定するストック・オプションに関する事項	規定するストック・オプションに関する事項				
18 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の4から第17条の7まで、	(18) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の4から第17条の7ま				
第 17 条の 10、第 17 条の 11、第 17 条の 13、第 41 条の 3 及び第 62 条の 3 に規定する企業結	で、第 17 条の 10、第 17 条の 11、第 17 条の 13、第 41 条の 3 及び第 62 条の 3 に規定する企				
合に関する事項	業結合に関する事項				
19 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の8、第17条の9及び第	(19) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の8、第17条の9及び				
17条の12に規定する事業分離に関する事項	第 17 条の 12 に規定する事業分離に関する事項				
20 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支	(新設)				
払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法第2条					
第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額					
(<u>21)</u> (略)	(<u>20)</u> (岬A)				
3~6 (略)	$3\sim 6$ (略)				
中間連結損益計算書(略)	中間連結損益計算書(略)				
第2 第 期 中間決算公告(要旨)	第2 第 期 中間決算公告(要旨) 年 月 日				
年 月 日					
性 所 株式会社 銀行	住 所 株式会社 銀行				
株式芸社 銀1 代表取締役又は代表執行役 氏 名	株式会性 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名				
(記載上の注意)	(記載上の注意)				
(職)	(昭朝上77年息)				
中間連結貸借対照表(年月日現在)	中間連結貸借対照表(年月日現在)				
工间是相具旧构黑教 (一丁二月二日発证)	1 间是种具旧对黑女(一十二月——日为江)				

改正後								現行	Ī			
(単位:百万円又は億円)									(単位:百万円)	又は億	[円)	
科目	金 額	科目	金 額		科		目	金	額	科目	金	額
金形定金権産券託券金替産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産		 ・		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	現コ買債買特商金有貸外そ有無繰再・一 券 アル 貸入定品銭 の形形延価金口現借 価 国 に	一 取金取有 ; 」 固固税ン先引 の 出 他 定定金び す	け買勘払 信 資資資資 手 証 金形定金権産券託券金替産産産産			預譲コ売債コ特借外短社新そ賞役退特繰再負支 資新資利自自株そ繰土為評新(負 渡・現借シ 国期 予の与 賞給法 にの 払債適 式本益 株 有へ再換換 部 で 受・引	Δ	

	改正後					現行			
			純資産の部合計					純資産の部合計	
資	産の部合計		負債及び純資産の部合計			資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(記載上の注	三意)				(記載上の注意)				
(削る)						1 銀行及びその子会社等について	て連結して作成	なする貸借対照表等に関する下記の事項を記載	載す
					<u>ること。</u>				
					① 連結の範囲に関する事項				
					② 持分法の適用に関する事項				
					③ 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項				
<u>1 · 2</u> (略)					<u>2</u> ・ <u>3</u> (略)			
	中	間連結損益計算書	(略)			中国	間連結損益計算	[書 (略)	

改正後	現行
別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係)	別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係)
第1 第 期 決 算 公 告	第1 第 期 決 算 公 告
年 月 日	年 月 日
住所	住所
株式会社 銀行	株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名	代表取締役又は代表執行役 氏 名
(記載上の注意)	(記載上の注意)
(略)	(略)
連結貸借対照表(年 月 日現在)	連結貸借対照表(年 月 日現在)
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
(1) \sim (3) (略)	(1) \sim (3) (略)
(4) <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u> 第15条の6第1項から第4項までに 規定する有価証券に関する事項	(4) <u>連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u> 第15条の6第1項から第4項までに 規定する有価証券に関する事項
(5)~(17) (略)	(5)~(17) (略)
(18) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の 9 から第 15 条の 11 までに	(18) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の 9 から第 15 条の 11 までに
規定するストック・オプションに関する事項	規定するストック・オプションに関する事項
(19) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の 12 から第 15 条の 15 まで、	(19) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の 12 から第 15 条の 15 まで、
第 15 条の 18、第 15 条の 19、第 15 条の 21、第 41 条及び第 63 条の 3 に規定する企業結合に	第 15 条の 18、第 15 条の 19、第 15 条の 21、第 41 条及び第 63 条の 3 に規定する企業結合に関
関する事項	する事項
20 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の 16、第 15 条の 17 及び第	② 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の 16、第 15 条の 17 及び第
15 条の 20 に規定する事業分離に関する事項	15条の20に規定する事業分離に関する事項
②1 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支	(新設)
払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条	
第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額	
(<u>22)</u> (略)	(<u>21)</u> (略)
$3\sim7$ (略)	$3 \sim 7$ (略)
連結損益計算書(略)	連結損益計算書(略)
第2 第 期 決 算 公 告(要旨)	第2 第 期 決 算 公 告(要旨)
年 月 日	年 月 日
住 所	住 所
株式会社	株式会社
代表取締役又は代表執行役 氏 名	代表取締役又は代表執行役 氏 名
(記載上の注意)	(記載上の注意)
(略)	(略)
連結貸借対照表(年月日現在)	連結貸借対照表(年月日現在)

改正後	現行
(略) (記載上の注意) (削る) <u>1・2</u> (略)	 (略) (記載上の注意) 1 銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載ること。 ① 連結の範囲に関する事項 ② 持分法の適用に関する事項 ③ 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 ④ 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 ⑤ のれんの償却に関する事項 2・3 (略)
連結損益計算書(略)	連結損益計算書 (略)

別紙様式第9号 (第20条第1項関係)

改正後

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 銀行が当該事業年度に係る会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第2項第55号に規定する連結財務諸表計算書類の作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「1 当行の現況に関する事項」中「(1)事業の経過及び成果等」、「(2)財産及び損益の状況」、「(3)使用人の状況」、「(4)営業所等の状況」、「(5)設備投資の状況」及び「(8)その他銀行の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団(当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1 当行の現況に関する事項」中「(2)財産及び損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。
- 5 (略)
- 1 当行の現況に関する事項
- (1) (略)
- (2) 財産及び損益の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$ (略)

3 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、<u>中小企業基本法(昭和38年法律第154号)</u>第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。

 $4 \sim 7$ (略)

[企業集団の状況について記載する場合]

(略)

- (3) (略)
- (4) 営業所等の状況

「銀行の状況について記載する場合」

イ 営業所数の推移

(略)

口 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地

別紙様式第9号(第20条第1項関係)

 第 期
 年 月 日から

 事業報告

 年 月 日まで

現行

(記載上の注意)

 $1 \sim 3$ (略)

4 銀行が当該事業年度に係る会社法施行規則第2条第2項第55号に規定する連結財務諸表計算書類の作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「1 当行の現況に関する事項」中「(1)事業の経過及び成果等」、「(2)財産及び損益の状況」、「(3)使用人の状況」、「(4)営業所等の状況」、「(5)設備投資の状況」及び「(8)その他銀行の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団(当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1 当行の現況に関する事項」中「(2)財産及び損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。

5 (略)

- 1 当行の現況に関する事項
- (1) (略)
- (2) 財産及び損益の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(略)

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$ (略)

3 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、<u>中小企業</u>基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。

 $4 \sim 7$ (略)

「企業集団の状況について記載する場合」

(略)

- (3) (略)
- (4) 営業所等の状況

「銀行の状況について記載する場合」

イ 営業所数の推移

(略)

口 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地

2 銀行業の記載にあたつては、以下のとおり記載すること。

改正後		現行	
(記載上の注意)	(記載上の注意)		
1 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理	1 銀行代理業者が銀	行代理業を営む営業所又は事務所を除い	て記載すること。
業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。) が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記			
載すること。	O 4 (m/z)		
2~4 (略) ハ 銀行代理業者の一覧	2~4 (略) ハ 銀行代理業者数の	 佐 -7女	
<u> </u>	当年度末	前年度末	
八石人は石が、上にも音末川人は事物川が川江地、一数日下往未め下が工要未物	<u> </u>	刊十及不	
(記載上の注意)	(新設)		
当年度末時点における当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を記載すること。			
<u>ニ</u> 銀行が営む銀行代理業等の状況	<u>二</u> 当年度新規銀行代	理業者	
<u>所属金融機関の商号又は名称</u>	氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行業以外の主要業務
(記載上の注意)	(記載上の注意)	2 1 2 Apr (= 15 min) (min) (min) (min)	,
当該銀行が銀行代理業等(銀行代理業、長期信用銀行法第16条の5第2項に規定する長期信用	当年度に新規に許可	を受けた銀行代理業者について記載するこ	<u> </u>
銀行代理業、信用金庫法第85条の2第2項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法第89条の3 第2項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第6条の3第2項に規			
第2項に規定する方側並単八母業、勝向組合による並配事業に関する伝律第0米の3第2項に規 定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第92条の2第2項に規定する特定信用事業代理業、			
水産業協同組合法第121条の2第2項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法第95条			
の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。)を営む場合に記載すること。			
(削 る)	ホ 銀行代理業を営むな	営業所数又は事務所数の推移	
		当 年 度 末	前 年 度 末
	<u>合</u>	<u> </u>	
	(記載上の注意)_	order Mr. November 1	
[企業集団の状況について記載する場合]	適宜地区別に区分して		
(正未来回の水がについて記載する場合) イ 銀行業	〔企業集団の状況につい [~] イ 銀行業	(記載する場合)	
ロ・・・事業	コ ・・・事業		
(記載上の注意)	(記載上の注意)		

2 銀行業の記載にあたつては、当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数並びに銀行代理業を

改正後 現行 ① 当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数を記載すること。なお、前年度末の営業所数に 営む主要な営業所又は事務所及び営業所数又は事務所数を記載する。 ついても区分ごとに括弧書で記載すること。(当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行 なお、前年度末の営業所数又は事務所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。 代理業を営む営業所又は事務所を除く。) ② 「銀行代理業者の一覧」については、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を記載する こと。 ③ 「銀行が営む銀行代理業等の状況」については、当該銀行が銀行代理業等を営む場合に記 載すること。 3 (略) 3 (略) (5)~(8) (略) (5)~(8) (略) 2 (略) 2 (略) 3 社外役員に関する事項 3 社外役員に関する事項 $(1)\sim(2)$ $(1)\sim(2)$ (3) 責任限定契約 (3) 責任限定契約 (略) (略) (記載上の注意) (記載上の注意) 社外役員と銀行との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締 社外役員と銀行との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締 結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該社外役員の職務の適正性が損なわれ 結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が損なわれ ないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載するこ ないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載するこ と。 と。 $(4)\sim(5)$ (略) (4)~(5) (略) 4~10 (略) 4~10 (略)

改正後	現行
別紙様式第9号の2 (第20条第1項関係)	別紙様式第9号の2(第 20 条第1項関係)
第 期 (記載上の注意) (略) 1 当行の現況に関する事項 (1)~(3) (略) (4) 営業所等の状況 〔銀行の状況について記載する場合〕 イ 営業所数の推移 (略)	第 期
ロー当年度新設営業所	ロ 当年度新設営業所
営業所名 所 在 地 (記載上の注意) 1 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。)が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。	-

 $2 \sim 4$ (略)

ハ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務

(記載上の注意)

当年度末時点における当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を記載すること。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称

(記載上の注意)

当該銀行が銀行代理業等(銀行代理業、長期信用銀行法第16条の5第2項に規定する長期信用 銀行代理業、信用金庫法第85条の2第2項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法第89条の3 すること。

地

 $2 \sim 4$ (略)

ハ 銀行代理業者数の推移

当年度末	前年度末

(新設)

二 当年度新規銀行代理業者

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行業以外の主要業務

___ (記載上の注意)

当年度に新規に許可を受けた銀行代理業者について記載すること。

改正後

第2項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第6条の3第2項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第92条の2第2項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第121条の2第2項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法第95条の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。)を営む場合に記載すること。

(削 る)

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 銀行業

ロ・・・事業

(記載上の注意)

1 (略)

- 2 銀行業の記載にあたつては、以下のとおり記載すること。
- ① 当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数を記載すること。なお、前年度末の営業所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。(当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除く。)
- ② 「銀行代理業者の一覧」については、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を記載すること。
- ③ 「銀行が営む銀行代理業等の状況」については、当該銀行が銀行代理業等を営む場合に記載すること。

3 (略)

(5)~(8) (略)

- 2 (略)
- 3 社外役員に関する事項

(1)~(2) (略)

(3) 責任限定契約

(略)

(記載上の注意)

社外役員と銀行との間で責任限定契約(会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

(4) • (5) (略)

4·5 (略)

ホ 銀行代理業を営む営業所数又は事務所数の推移

7. 数门 N生来 E 自己自来// 数人18 事初// 数 * 7 11 11 19				
	当年度末	前 年 度 末		
<u>合</u> 計				
(== 4b 1 - 22 =±)				

現行

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 銀行業

ロ・・・事業

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 銀行業の記載にあたつては、当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数並びに銀行代理業を 営む主要な営業所又は事務所及び営業所数又は事務所数を記載する。

なお、前年度末の営業所数又は事務所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。

3 (略)

(5)~(8) (略)

- 2 (略)
- 3 社外役員に関する事項

(1)・(2) (略)

(3) 責任限定契約

(略)

(記載上の注意)

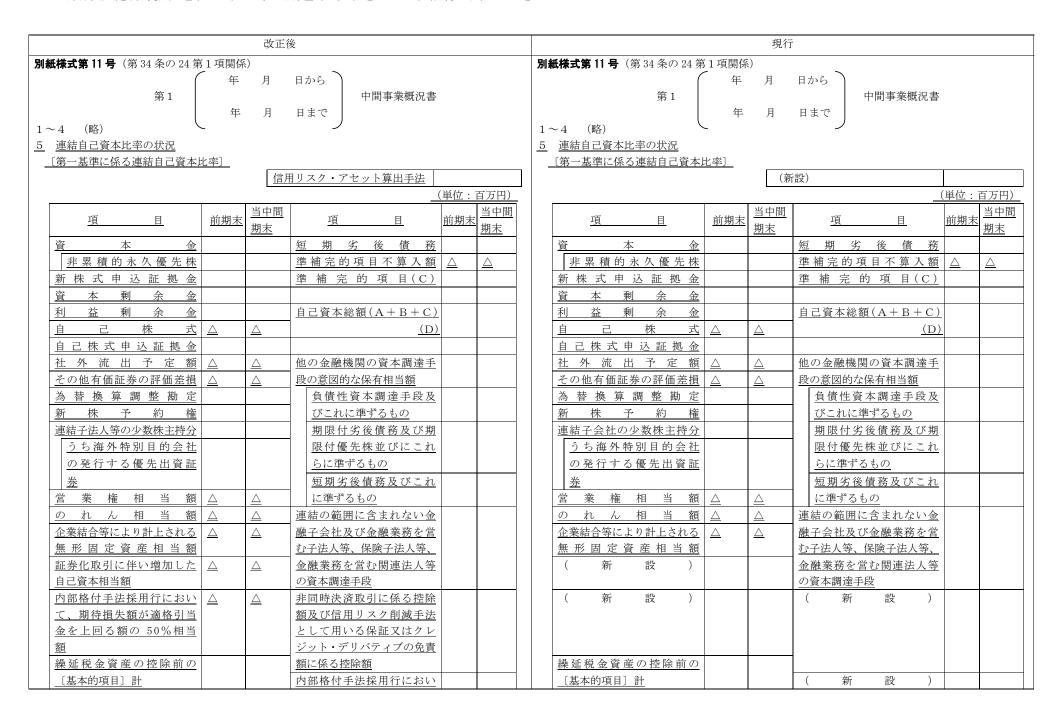
社外役員と銀行との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

(4)・(5) (略)

4·5 (略)

改正後	現行
6 会計監査人に関する事項	6 会計監査人に関する事項
(1) 会計監査人の状況	(1) 会計監査人の状況
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該銀行の監査の職務を行つ	1 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該銀行の監査の職務を行つ
た指定社員(公認会計士法第34条の10の4に規定する指定社員をいう。)の氏名を記載すること。	た指定社員(<u>公認会計士法(昭和23年法律第103号)</u> 第34条の10の4に規定する指定社員をい
	う。)の氏名を記載すること。
$2\sim5$ (略)	2~5 (略)
(2) • (3) (略)	(2) • (3) (略)
$7 \sim 10$ (略)	$7 \sim 10$ (略)

改正後	現行
別紙様式第 10 号 (第 20 条第 2 項関係)	別紙様式第 10 号 (第 20 条第 2 項関係)
第 期 年 月 日から 第 期 年 月 日まで 日まで 日まで 住所	第 期 年 月 日から 附属明細書 年 月 日まで 年 月 日作成 住所
年 月 日備付 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印 (記載上の注意) (略)	年 月 日備付 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印 (記載上の注意) (略)
1 計算書類に関する事項 (1)・(2)(略)	1 計算書類に関する事項 (1)・(2)(略)
(3) 営業経費 (単位:百万円) 区 分 金 額	(3) 営業経費 (単位:百万円) 区 分 金 額
給料・手当 退職給付費用 福利厚生費 減価償却費 (削る) 土地建物機械賃借料 営繕費 消耗品費 給水光熱費 旅費 通信費 広告宣伝費 諸会費・寄付金・交際費	給料・手当 退職給付費用 福利厚生費 減価償却費 無形固定資産償却 土地建物機械賃借料 営繕費 消耗品费 給水光熱費 旅費 通信費 広告宣伝費 諸会費・寄付金・交際費
租 税 公 課 そ の 他 計 (記載上の注意) (略) (4) (略) 2 (略)	租 税 公 課 そ の 他 計 (記載上の注意) (略) (4) (略) 2 (略)



	改正後	現行
(上記各項目の合計額)	て、期待損失額が適格引当	(上記各項目の合計額)
繰延税金資産の控除金額 △	△ 金を上回る額の 50%相当	繰延税金資産の控除金額 △ △
基本的項目(A)	額	基本的項目(A)
償還を行う蓋然性を有	PD/LGD 方式の適用対象とな	償還を行う蓋然性を有 (新設)
する株式等	る株式等エクスポージャー	する株式等
その他有価証券の連結貸借	の期待損失額	その他有価証券の連結貸借
対照表計上額の合計額から	基本的項目からの控除分を	対照表計上額の合計額から (新設)
帳簿価額の合計額を控除し	除く、自己資本控除とされる	帳簿価額の合計額を控除し
た額の45%相当額	証券化エクスポージャー及	<u>た額の45%</u>
土地の再評価額と再評価の	び信用補完機能を持つ 1/0	土地の再評価額と再評価の
直前の帳簿価額の差額の	<u>ストリップス</u>	直前の帳簿価額の差額の
45%相当額	<u>控除項目不算入額 △</u> <u>△</u>	<u>45%に相当する額</u> <u>控除項目不算入額</u> <u>△</u> <u>△</u>
一般貸倒引当金	<u>控</u> 除項目(E)	<u>一般貸倒引当金</u> <u>控除項目(E)</u>
内部格付手法採用行におい		(新設)
て、適格引当金が期待損失	<u>自己資本額(D-E)(F)</u>	<u>自己資本額(D-E)(F)</u>
額を上回る額		
負債性資本調達手段等	資産(オン・バランス)項目	負債性資本調達手段等 資産 (オン・バランス) 項目
負債性資本調達手段	オフ・バランス取引等項目	負債性資本調達手段 オフ・バランス取引項目
期限付劣後債務及び期	<u>マーケット・リスク相当額</u> <u>△</u> <u>△</u>	<u>期限付劣後債務及び期</u> <u>マーケット・リスク相当額</u> △ △
限付優先株	を8%で除して得た額	限付優先株 を8%で除して得た額
	オペレーショナル・リスク相	(新設)
	当額を8%で除して得た額	
	旧所要自己資本の額に告示	(新設)
	に定める率を乗じて得た額	
	が新所要自己資本の額を上	
	回る額に 12.5 を乗じて得た	
	<u>額</u>	
	<u>リスク・アセット等計(G)</u>	<u>リスク・アセット等計(G)</u>
	(削 る)	_ (参考) マーケット・リスク
		相当額
補 完 的 項 目 不 算 入 額 △	<u>△ Tier1比率(A/G) % %</u>	補 完 的 項 目 不 算 入 額 △ △ T i e r 1 比 率 (A / G) % %
<u>補 完 的 項 目(B)</u>	<u>自己資本比率(F/G) % %</u>	補 完 的 項 目(B) 自己資本比率(F/G) %
[第二基準に係る連結自己資本比率]	(A) (E) (A)	<u>〔第二基準に係る連結自己資本比率〕</u>
	信用リスク・アセット算出手法	(新設)
項目前期末	当中間 項 目 前期末	項
	期末	<u>期末</u> <u>期末</u>
<u>資本金</u>	短期劣後債務	<u>資本金</u> (新設)
非累積的永久優先株	準補完的項目不算入額 △ △	非累積的永久優先株 (新設)

改正	三後	現行
新株式申込証拠金	準 補 完 的 項 目 (C)	新株式申込証拠金 (新設)
資 本 剰 余 金	自己資本総額(A+B+C)	資 本 剰 余 金 自己資本総額(A+B)(C)
利 益 剰 余 金	(D)	利 益 剰 余 金
自 己 株 式 △ △	他の金融機関の資本調達手	自 己 株 式 △ △ 他の金融機関の資本調達手
自己株式申込証拠金	段の意図的な保有相当額	自己株式申込証拠金 段の意図的な保有相当額
社外流出予定額△ △	負債性資本調達手段及	社 外 流 出 予 定 額 △ △ 負債性資本調達手段及
その他有価証券の評価差損 △ △	<u>びこれに準ずるもの</u>	その他有価証券の評価差損 △ びこれに準ずるもの
為 替 換 算 調 整 勘 定	期限付劣後債務及び期	為 替 換 算 調 整 勘 定 期限付劣後債務及び期
新 株 予 約 権	限付優先株並びにこれ	新 株 予 約 権 限付優先株並びにこれ
連結子法人等の少数株主持分	らに準ずるもの	連結子会社の少数株主持分 らに準ずるもの
うち海外特別目的会社	短期劣後債務及びこれ	うち海外特別目的会社 (新設)
の発行する優先出資証	に準ずるもの	の発行する優先出資証
<u>券</u>	連結の範囲に含まれない金	<u> </u>
<u>営業権相当額</u> <u>△</u> <u>△</u>	融子会社及び金融業務を営	<u>営業権相当額</u> <u>△</u> <u>№ 子会社及び金融業務を営</u>
<u>の れ ん 相 当 額</u> <u>△</u> <u>△</u>	む子法人等、保険子法人等、	<u>の れ ん 相 当 額</u> <u>△</u> <u>む子法人等、保険子法人等、</u>
$\underline{\alpha}$ 業結合等により計上される $\underline{\Delta}$	金融業務を営む関連法人等	
無形固定資産相当額	<u>の資本調達手段</u>	無形固定資産相当額 の資本調達手段
証券化取引に伴い増加した 🛆	非同時決済取引に係る控除	(新設) (新設)
自己資本相当額	額及び信用リスク削減手法	
内部格付手法採用行におい 🛆	として用いる保証又はクレ	(新設)
て、期待損失額が適格引当	<u>ジット・デリバティブの免責</u>	
金を上回る額の 50%相当	額に係る控除額	
<u>額</u>	内部格付手法採用行におい 内部格付手法採用行におい	(新設)
繰延税金資産の控除前の	て、期待損失額が適格引当	繰延税金資産の控除前の
<u>〔基本的項目〕計</u>	金を上回る額の 50%相当	<u>〔基本的項目〕計</u>
(上記各項目の合計額)	額	(上記各項目の合計額)
繰延税金資産の控除金額 △ △	PD/LGD 方式の適用対象とな	<u>繰延税金資産の控除金額</u> <u>△</u> <u>△</u> (新 設)
基 本 的 項 目(A)	<u> る株式等エクスポージャー</u>	基 本 的 項 目(A)
償還を行う蓋然性を有	の期待損失額	償還を行う蓋然性を有
する株式等	基本的項目からの控除分を	する株式等 (新設)
土地の再評価額と再評価の	除く、自己資本控除とされる	土地の再評価額と再評価の
直前の帳簿価額の差額の	<u> 証券化エクスポージャー及</u>	直前の帳簿価額の差額の
45%相当額		<u>45%に相当する額</u>
一般貸倒引当金	ストリップス	<u>一般貸倒引当金</u>
内部格付手法採用行におい	<u>控 除 項 目 不 算 入 額 △ △</u>	(新 設) <u>控 除 項 目 不 算 入 額 △ △</u>
て、適格引当金が期待損失	<u>控 除 項 目(E)</u>	<u>控 除 項 目(D)</u>
額を上回る額		
負債性資本調達手段等	自己資本額(D-E)(F)	負債性資本調達手段等 自己資本額(C-D)(E)
負債性資本調達手段		負債性資本調達手段

		改正征	发		
期限付劣後債務及び期			資産(オン・バランス)項目		
限付優先株			オフ・バランス取引等項目		
			マーケット・リスク相当額を		
			8%で除して得た額		
			オペレーショナル・リスク相		
			当額を8%で除して得た額		
			旧所要自己資本の額に告示		
			に定める率を乗じて得た額		
			が新所要自己資本の額を上		
			回る額に 25.0 を乗じて得た		
			<u>額</u>		
			<u>リスク・アセット等計(G)</u>		
補完的項目不算入額	\triangle	\triangle	<u>Tier1 比率(A/G)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)			<u>自己資本比率(F/G)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産 等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める 基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社は〔第一基準に 係る連結自己資本比率〕、その他の銀行持株会社は〔第二基準に係る連結自己資本比率〕を記載 すること。_
- 3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後 の金額を記載すること。
- 4 「企業結合等により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じ た評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により 生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 5 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- <u>6</u> 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載する こと。
- 7 平成19年3月金融庁告示第19号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の [基本的項目] の合計額に 20% (平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は 40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は 30%) を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

8 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部

期限付劣後債務及び期			資産	(オン・ノ	ヾ ランス)	項目		
限付優先株			オフ	・バラン	ノス 取引	項目		
			(新	設)		
			(新	設)		
			(新	設)		
			リスク	ク・アセ	ット笑き	+(F)		
補完的項目不算入額	Δ	Δ	-		之 :率(A		<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)	<u> </u>		自己		比 率(E		<u>%</u>	<u>%</u>

現行

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産 等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める 基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社は〔第一基準に 係る連結自己資本比率〕、 その他の銀行持株会社は〔第二基準に係る連結自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後 の金額を記載すること。
- 4 「企業結合等により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 5 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- <u>6</u> 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載する こと。
- 7 平成17年12月金融庁告示第78号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の 〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額 をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上 限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

(新設)

改正後	現行
格付手法のいずれかを記載すること。 第2 中間連結財務諸表 1 (略)	第2 中間連結財務諸表
2 (年月日現在)中間連結貸借対照表 (記載上の注意)	2 (年 月 日現在)中間連結貸借対照表 (記載上の注意)
1 (略) (1)~(3) (略) (4) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定	1 (略) (1)~(3) (略) (4) <u>中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u> 第 16 条第 1 項及び第 2 項に規
(4) <u>午間屋相角装品表の用品、株式及の下成力払に関する規則</u>	(4) <u>午间産品的協議表等の用品、保証及の旧成分法に関する規則</u> 第10 来第1 項及の第2項に規定する有価証券に関する事項 (5)~(15) (略)
(16) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の2及び第17条の3に規定するストック・オプションに関する事項	(16) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の2及び第17条の3に 規定するストック・オプションに関する事項
(17) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の4から第17条の7まで、 第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の3及び第62条の3に規定する企業結合に関する事項	(I7) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の4から第17条の7まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の3及び第62条の3に規定する企業結合に関する事項
(18) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の8、第17条の9及び第 17条の12に規定する事業分離に関する事項	(18) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の8、第17条の9及び 第17条の12に規定する事業分離に関する事項
(19) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額	(新 設)
(20) (略) 2~6 (略)	<u>(19)</u> (略) 2~6 (略)
$3\sim5$ (略)	3~5 (略)

			改正征	发										現行					
別糸	紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第	32項関係	()					別剝	氏様式	第12号(第 34 条の	24 第	2項関係)				-	
	第1	年年	月月	日から 事業 日まで	概況書						第	1	年年	月月	日から 日まで		类概 況書		
_	~7 (略)	_							~ 7	(·· 🖽 /			_						
8	連結自己資本比率の状況							8	連結	自己資本比	2率の状況	<u>.</u>							
_	[第一基準に係る連結自己資本]	七率]_	-					_	〔第一	基準に係る	連結自己	資本比	上率]_						
			信月	目リスク・アセット	211144									(新	設)				
					_		百万円)	_									_	(単位: ī	
	項 目	前期末	当期末	<u>項</u>	<u> </u>	前期末	当期末			項	<u> </u>		前期末	当期末	<u> 1</u>	頁	<u> </u>	前期末	当期末
	<u>資</u> 本 金			短 期 劣 後	債 務				<u>資</u>	本	:	金			短期	当省	後 債 務		
	非累積的永久優先株			準補完的項目	不算入額	\triangle	\triangle		非	累積的	永久優生	先 株			準補完	区的項目	不算入額	\triangle	\triangle
	新株式申込証拠金			準補完的 功	頁 目(C)				新札	朱 式 申	込 証 救	1 金			準 補	完 的	項 目(C)		
	資 本 剰 余 金								資	本 乗	余	金							
	利 益 剰 余 金			自己資本総額(A	A + B + C				利	益 乗	余	金			自己資	本総額(Д	A + B + C)		
	自 己 株 式	\triangle	\triangle		(D)				自	己	株	式	\triangle	\triangle			(D)		
	自己株式申込証拠金								自己	2 株式 申	1 込 証 抽	処 金							
	社 外 流 出 予 定 額	Δ	Δ	他の金融機関の資	資本調達手				社:	外流出	1 予 定	額	Δ	Δ	他の金	融機関の	資本調達手		
	その他有価証券の評価差損	Δ	Δ	段の意図的な保有	相当額			İ	その	他有価証	券の評価	差損	Δ	Δ	段の意[図的な保有	有相当額		
	為替換算調整勘定			負債性資本調]達手段及				為	歩 換 算	調整甚	力定			負債	賃性資本調	調達手段及		
	新株予約権			びこれに準ずる	3 もの			İ	新	株子	約	権			びこ	れに準ず	るもの		
	連結子法人等の少数株主持分			期限付劣後債	養及び期				連結	子会社の	少数株主	持分			期限	艮付劣後 何	責務及び期		
	うち海外特別目的会社			限付優先株並	だびにこれ				5	ち海外特	别目的	会社			限化	慢先株式	並びにこれ		
	の発行する優先出資証			らに準ずるもの)				0	発行する	優先出	資 証			5 <i>i</i>	進ずるも	<u></u>		
	券			短期劣後債務	_				券								_ 務及びこれ	+	
		Δ	Δ	に準ずるもの	720 - 40			1		業権	相 当	額	Δ	Δ		<u>ずるもの</u>			
	のれん相当額		Δ	連結の範囲に含る	まれたい金					れん			Δ	Δ			まれない金	+	
	企業結合等により計上される		<u></u>	融子会社及び金属						<u>**・・・・・</u> 結合等によ			\triangle	\triangle			融業務を営		
	無形固定資産相当額	_	<u> </u>	む子法人等、保険						/ 固定資			_	=			版次 		
	証券化取引に伴い増加した	Δ	Δ	金融業務を営む					(新	設)					関連法人等		
	自己資本相当額	<u> </u>		の資本調達手段	ALIA/CI				,	721	HA.	,				奶 	MEIDICA		
	内部格付手法採用行におい	Δ	\triangle	非同時決済取引	こ係る控除				(新	設)			(新	設)	+	
	て、期待損失額が適格引当	<u> </u>	<u> </u>	額及び信用リスク						701	12.0	,			,	701	BA /		
	金を上回る額の 50%相当			として用いる保証															
	額			ジット・デリバテ															
	繰延税金資産の控除前の			額に係る控除額					繰弧	税金資産	の控除	前の							
	[基本的項目]計			内部格付手法採用	用行におい					本的項目〕		14.4 12			(新	設)	+	
	(上記各項目の合計額)			て 期待捐失額分						記各項目		貊)				21Z I	PA /		

以止後					5九11				
繰延税金資産の控除金額 🛆 🛆 金を上回る額の 50%相当		紗	操延税金資産の控除金額	\triangle	\triangle				
基 本 的 項 目(A) 額		基	基 本 的 項 目(A)						
償還を行う蓋然性を有 PD/LGD 方式の適用対象とな	1		償還を行う蓋然性を有			(新	設)		
する株式等	<u>. </u>		<u>する株式等</u>						
その他有価証券の連結貸借の期待損失額		2	その他有価証券の連結貸借						
対照表計上額の合計額から 基本的項目からの控除分を	_	交	対照表計上額の合計額から			(新	設)		
帳簿価額の合計額を控除し 除く、自己資本控除とされる	_	世	長簿価額の合計額を控除し						
<u>た額の 45%相当額</u> <u> 証券化エクスポージャー及</u>	<u>.</u>	<u> </u>	<u> き額の 45%</u>						
土地の再評価額と再評価の び信用補完機能を持つ I/0	<u>)</u>	<u>+</u>	上地の再評価額と再評価の						
直前の帳簿価額の差額の		直	直前の帳簿価額の差額の						
<u>45%相当額</u> <u>控除項目不算入額</u>		4	5%に相当する額			控除項目	不算入額	<u> </u>	\triangle
<u>- 般貸倒引当金</u> <u>控除項目(E)</u>	_		一般貸倒引当金			控 除 項	∄ (E)	_	
内部格付手法採用行におい			(新設)						
て、適格引当金が期待損失 自己資本額(D-E)(F)	_					自己資本額(I) - E) (F)	_	
額を上回る額									
負債性資本調達手段等 資産(オン・バランス)項目	-	复	負債性資本調達手段等			資産(オン・バ	ランス)項目	_	
負債性資本調達手段 オフ・バランス取引等項目	_		負債性資本調達手段			オフ・バラン	ス取引項目	_	
期限付劣後債務及び期 マーケット・リスク相当額			期限付劣後債務及び期			マーケット・	リスク相当額	<u>i</u> <u>\(\triangle \)</u>	\triangle
限付優先株 を8%で除して得た額			限付優先株			を8%で除して	得た額		
オペレーショナル・リスク相						(新	設)		
当額を8%で除して得た額									
旧所要自己資本の額に告示	<u> </u>					(新	設)		
に定める率を乗じて得た額	<u>i</u>								
が新所要自己資本の額を上	_								
回る額に 12.5 を乗じて得た	<u> </u>								
<u>額</u>									
<u>リスク・アセット等計(G)</u>	-					リスク・アセ	ット等計(G)		
(削 る)						(参考) マーケ	ット・リスク	-	
						相当額			
\underline{A} 完的項目不算入額 \underline{A} \underline{A} \underline{A} \underline{A} \underline{A} \underline{A} \underline{A} \underline{A}			甫完的項目不算入額	\triangle	\triangle	Tier1 比	率 (A/G)	<u>%</u>	<u>%</u>
<u>補 完 的 項 目(B)</u> <u>自 己 資 本 比 率(F/G)</u>	<u>%</u> <u>%</u>	<u>有</u>	<u> </u>			自己資本比	<u>; 率(F/G)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
〔第二基準に係る連結自己資本比率〕		_〔 5	第二基準に係る連結自己資本と	七率]_					
信用リスク・アセット算出手法					(新	設)			
<u> </u>	(単位:百万円)							(単位:]	
項 目 前期末 当期末 項 目	前期末 当期末		項 目	前期末	当期末	項	<u> </u>	前期末	当期末
<u>資</u> 本 金 短 期 劣 後 債 務		<u>掌</u>	<u> </u>			(新	設)		
非累積的永久優先株 準補完的項目不算入額	\triangle \triangle		非累積的永久優先株			(新	設)		
新 株 式 申 込 証 拠 金 準 補 完 的 項 目 (C)		휭	所株式申込証拠金			(新	設)		
資本剰余金 自己資本総額(A+B+C)		資	資本剰余金			自己資本総額(Д	(C)		

	改	E後	現行	
利 益 剰 余 金		(D)	利 益 剰 余 金	
自 己 株 式 △	Δ	他の金融機関の資本調達手		本調達手
自己株式申込証拠金		段の意図的な保有相当額	自己株式申込証拠金 段の意図的な保存	1相当額
社外流出予定額△	Δ	負債性資本調達手段及	社外流出予定額 △ △ 負債性資本調達	手段及
その他有価証券の評価差損 △			その他有価証券の評価差損 △ △ びこれに準ずるも	<u>, 0</u>
為替換算調整勘定		期限付劣後債務及び期	為 替 換 算 調 整 勘 定 期限付劣後債務	<u></u> ;及び期
新 株 予 約 権		限付優先株並びにこれ	新 株 予 約 権 限付優先株並び	にこれ
連結子法人等の少数株主持分		らに準ずるもの	連結子会社の少数株主持分	
うち海外特別目的会社		短期劣後債務及びこれ	うち海外特別目的会社 (新設	()
の発行する優先出資証		に準ずるもの	の発行する優先出資証	
<u> </u>		連結の範囲に含まれない金	<u>券</u> 連結の範囲に含まれ	1ない金
営業権相当額△	\triangle	融子会社及び金融業務を営	営業権相当額△△ △ 融子会社及び金融業	<u> 養務を営</u>
の れ ん 相 当 額 △	\triangle	む子法人等、保険子法人等、	の れ ん 相 当 額 △ △ む子法人等、保険子	法人等、
企業結合等により計上される △	\triangle	金融業務を営む関連法人等	企業結合等により計上される △ △ 金融業務を営む関連	基法人等
無形固定資産相当額		の資本調達手段	無形固定資産相当額 の資本調達手段	
証券化取引に伴い増加した △	<u> </u>	非同時決済取引に係る控除	(新設)(新設)
自己資本相当額		額及び信用リスク削減手法		
内部格付手法採用行におい △	\triangle	として用いる保証又はクレ	(新設)	
て、期待損失額が適格引当		<u>ジット・デリバティブの免責</u>		
金を上回る額の 50%相当		額に係る控除額		
<u>額</u>		内部格付手法採用行におい	数 (新数)
繰延税金資産の控除前の		て、期待損失額が適格引当	繰延税金資産の控除前の	
<u>〔基本的項目〕計</u>		金を上回る額の 50%相当	<u>〔基本的項目〕計</u>	
(上記各項目の合計額)		<u>額</u>	(上記各項目の合計額)	
繰延税金資産の控除金額 △	\triangle	PD/LGD 方式の適用対象とな	<u>繰延税金資産の控除金額</u> <u>△</u> <u>△</u> (新設)
<u>基本的項目(A)</u>		<u>る株式等エクスポージャー</u>	<u>基 本 的 項 目(A)</u>	
償還を行う蓋然性を有		の期待損失額	償還を行う蓋然性を有	
する株式等		基本的項目からの控除分を	する株式等 (新設)
土地の再評価額と再評価の		除く、自己資本控除とされる	土地の再評価額と再評価の	
直前の帳簿価額の差額の		<u>証券化エクスポージャー及</u>	直前の帳簿価額の差額の	
45%相当額		び信用補完機能を持つ I/0	45%に相当する額	
一般貸倒引当金		<u>ストリップス</u>	一般貸倒引当金	
内部格付手法採用行におい		<u>控除項目不算入額 △</u> △	(新設) 控除項目不算	<u>入額</u> <u>△</u> <u>△</u>
て、適格引当金が期待損失		<u>控 除 項 目(E)</u>	控 除 項 目	(D)
額を上回る額				
負債性資本調達手段等		<u>自己資本額(D-E)(F)</u>	負債性資本調達手段等 自己資本額(C-I))(E)
負債性資本調達手段			負債性資本調達手段	
期限付劣後債務及び期		<u>資産(オン・バランス)項目</u>	期限付劣後債務及び期	ス) 項目
限付優先株		オフ・バランス取引等項目	限付優先株 オフ・バランス取	.引項目

改正後							
			マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額 オペレーショナル・リスク相				
			当額を8%で除して得た額 旧所要自己資本の額に告示 に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上				
			回る額に 25.0 を乗じて得た額リスク・アセット等計(G)				
補完的項目不算入額	\triangle	\triangle	<u>Tier1 比率(A/G)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>		
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(F/G)	<u>%</u>	<u>%</u>		

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産 等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める 基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社は〔第一基準に 係る連結自己資本比率〕、その他の銀行持株会社は〔第二基準に係る連結自己資本比率〕を記載 すること。
- 3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後 の金額を記載すること。
- 4 「企業結合等により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じ た評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により 生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 5 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 6 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載する こと。
- 7 平成 19 年 3 月金融庁告示第 19 号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の [基本的項目]計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に 20%(平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は 40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は 30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

8 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部 格付手法のいずれかを記載すること。

		5九11						
			(新	設)		
			(新	設)		
			(#r	÷n.	`		
			(新	設)		
			リスク	・アセ	ット等計	(F)		
補完的項目不算入額	\triangle	\triangle	<u>Tie</u>	r 1 比	: 率 (A,	<u>/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
<u>補 完 的 項 目(B)</u>			自己	資本」	七 率(E/	<u>/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>

珀行

(記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する資産 等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める 基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社は〔第一基準に 係る連結自己資本比率〕、その他の銀行持株会社は〔第二基準に係る連結自己資本比率〕を記載 すること。
- 3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後 の金額を記載すること。
- 4 「企業結合等により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じ た評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により 生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。
- 5 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 6 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載する こと。
- 7 平成17年12月金融庁告示第78号に掲げる銀行持株会社については、「繰延税金資産の控除前の [基本的項目]計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額 をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上 限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の[基本的項目]の合計額に 20% (平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は 40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は 30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

(新設)

改正後	現行
第2 連結財務諸表	第2 連結財務諸表
1 (略)	1 (略)
2 (年 月 日現在)連結貸借対照表	2 (年 月 日現在)連結貸借対照表
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
(1)~(3) (略)	(1)~ (3) (略)
(4) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第4項までに	(4) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第4項まで
規定する有価証券に関する事項	に規定する有価証券に関する事項
(5)~(16) (略)	(5)~(16) (略)
(17) <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u> 第15条の9から第15条の11までに規	
定するストック・オプションに関する事項	規定するストック・オプションに関する事項
(18) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、	(18) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、
第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3に規定する企業結合に関する	第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3に規定する企業結合に関する
事項	事項
(19) <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u> 第15条の16、第15条の17及び第 15	
条の 20 に規定する事業分離に関する事項	条の20に規定する事業分離に関する事項
<u>20</u> <u>資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支</u>	(新 設)
払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法第2条	
第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額	(od) (wet)
(<u>21)</u> (略)	(<u>20)</u> (昭各)
$2 \sim 7$ (略)	$2 \sim 7$ (略)
3~5 (略)	3~5 (略)
	3~3 (吨)

改正後 現行 別紙様式第13号 (第34条の25第1項及び第4項関係) 別紙様式第13号 (第34条の25第1項及び第4項関係) 第 期中間決算分告 第 1 第 1 年 月 日 年 月 日 住 所 住 所 銀行持株会社名 銀行持株会社名 代表取締役又は代表執行役 氏 名 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (記載上の注意) (略) (略) 中間連結貸借対照表 (年月日現在) 中間連結貸借対照表 (年月日現在) (略) (略) (記載上の注意) (記載上の注意) 1 (略) 1 (略) 2 (略) 2 (略) (1)~(3) (略) (1)~(3) (略) (4) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条第1項及び第2項に規定 (4) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条第1項及び第2項に規 する有価証券に関する事項 定する有価証券に関する事項 (5)~(16) (略) (5)~(16) (略) (17) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の2及び第17条の3に規 (17) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の2及び第17条の3に 定するストック・オプションに関する事項 規定するストック・オプションに関する事項 (18) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の4から第17条の7まで、 (18) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の4から第17条の7ま 第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の3及び第62条の3に規定する企業結合に関 で、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の3及び第62条の3に規定する企業結合 する事項 に関する事項 (19) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の8、第17条の9及び第 (19) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の8、第17条の9及び 第17条の12に規定する事業分離に関する事項 17条の12に規定する事業分離に関する事項 (20) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支 (新設) 払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条 第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。) に係る保証債務の額 (21) (略) (20) (略) $3 \sim 7$ (略) $3 \sim 7$ (略) 中間連結損益計算書 中間連結損益計算書 第2第 期 中 間 決 算 公 告(要旨) 期 中間 決 算 公 告(要旨) 第2 第 年 月 日 年 月 日 住 所 住 所 銀行持株会社名 銀行持株会社名 代表取締役又は代表執行役 氏 名 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) (記載上の注意) (略) (略)

ē	女正後	現行				
中間連結貸借対照表(中間連結	貸借対照表 (
	(単位:百万Ϝ	円又は億円)			(単位:百万円又は億円)	
科 目 金 名	科目	金額	科目	金 額	科 目 金額	
金 名 金 金 名 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金	金金形定金一債金替債債債金金金金債債ん諾 金金金金式金計金益金定計 (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		目 部)け買勘以 信 資資資資金見 の 及 支銭引価 証 為 定定金延諾 の 取 受	金形定金権産券託券金替産産産産	番 領	

	改正後	現行
	少数株主持分 純資産の部合計	(新 設) 純資産の部合計
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	資 産 の 部 合 計 負債及び純資産の部合計
(記載上の注意) (削る) <u>1~3</u> (略)		 (記載上の注意) 1 銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。 ① 連結の範囲に関する事項 ② 持分法の適用に関する事項 ③ 連結法人等の中間決算日等に関する事項 2~4 (略)
中間連結	損益計算書 (略)	中間連結損益計算書(略)

改正後	現行
別紙様式第13号の2 (第34条の25 第1項及び第4項関係)	別紙様式第 13 号の 2 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係)
第1 第 期 決 算 公 告	第1 第
年 月 日	年 月 日
住 所	住
銀行持株会社名	銀行持株会社名
代表取締役又は代表執行役 氏 名	代表取締役又は代表執行役 氏 名
(記載上の注意)	(記載上の注意)
(略)	(略)
連結貸借対照表(年月日現在)	連結貸借対照表(年月日現在)
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第4項までに 規定する有価証券に関する事項	(4) <u>連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u> 第15条の6第1項から第4項まで に規定する有価証券に関する事項
(5)~(17) (略)	(5)~(17) (略)
(18) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の9から第15条の11までに規	(18) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の 9 から第15条の11までに
定するストック・オプションに関する事項	規定するストック・オプションに関する事項
(19) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、	(19) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、
第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3に規定する企業結合に関する	第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3に規定する企業結合に関する
事項	事項
② 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の16、第15条の17及び第 15	② 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の16、第15条の17及び第15
条の20に規定する事業分離に関する事項	条の20に規定する事業分離に関する事項
② 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支	(新設)
払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法第2条	
第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額	(as) / mfr)
(<u>②</u>) (略) 3~8 (略)	(<u>21)</u> (略) 3~8 (略)
連結損益計算書 (略)	連結損益計算書(略)
是hu 识	医和识征时界官 (町)
第 2 第 期 決 算 公 告 (要旨) 年 月 日	第 2 第 期 決 算 公 告 (要旨) 年 月 日
住 所	住 所
銀行持株会社名	銀行持株会社名
代表取締役又は代表執行役 氏 名	代表取締役又は代表執行役 氏 名
(記載上の注意)	(記載上の注意)
(略)	(略)
連結貸借対照表 (年 月 日現在)	連結貸借対照表(年月日現在)

	改正後		現行
(略) (記載上の注意) (削 る) <u>1~3</u> (略)			(略) (記載上の注意) 1 銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。 ① 連結の範囲に関する事項 ② 持分法の適用に関する事項 ③ 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 ④ 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 ⑤ のれんの償却に関する事項 2~4 (略)
	連結損益計算書	(路)	連結損益計算書(略)

改正後	現行
別紙様式第 14 号(第 34 条の 28 第 1 項関係)	別紙様式第 14 号(第 34 条の 28 第 1 項関係)
第 期 年 月 日から 事業報告	第 期 年 月 日から 事業報告
し年 月 日まで 」	し年 月 日まで ∫
(記載上の注意)	(記載上の注意)
(略)	(略)
$1 \sim 2$ (略)	$1 \sim 2$ (略)
3 社外役員に関する事項	3 社外役員に関する事項
$(1)\sim(2)$	$(1)\sim(2)$
(3) 責任限定契約	(3) 責任限定契約
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
社外役員と銀行との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締	社外役員と銀行との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締
結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該 <u>社外役員</u> の職務の適正性が損なわれ	結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該 <u>会計参与</u> の職務の適正性が損なわれ
ないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載するこ	ないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。) の概要を記載するこ
と。	と。
$(4)\sim(5)$ (略)	(4) \sim (5) (略)
$4\sim5$ (略)	$4\sim5$ (略)
6 会計監査人に関する事項	6 会計監査人に関する事項
(1) 会計監査人の状況	(1) 会計監査人の状況
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該銀行の監査の職務を行つ	1 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該銀行の監査の職務を行つ
た指定社員(<u>公認会計士法</u> 第34条の10の4に規定する指定社員をいう。)の氏名を記載すること。	た指定社員(<u>公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)</u> 第34条の10の 4 に規定する指定社員をい
	う。)の氏名を記載すること。
$2\sim5$ (略)	$2\sim5$ (略)
(2) \sim (3) (略)	(2)~(3) (略)
$7 \sim 10$ (略)	$7\sim 10$ (略)

改正後	現行				
別紙様式第 15 号(第 34 条の 28 第 2 項関係)	別紙様式第 15 号 (第 34 条の 28 第 2 項関係)				
第 期 年 月 日から 第 期 年 月 日まで 第 日まで	第 期 (年 月 日から 第 期 (年 月 日まで) 附属明細書				
年 月 日作成 住 所 年 月 日備付 会 社 名 代表取締役 氏 名 印 (記載上の注意) (略) 1 計算書類に関する事項	年 月 日作成 住 所 年 月 日備付 会 社 名 代表取締役 氏 名 印 (記載上の注意) (略) 1 計算書類に関する事項				
(1)~(2) (略)	(1)~(2) (略)				
(3) 営業経費 (単位:百万円)	(3) 営業経費 (単位:百万円)				
金額	<u>区</u> 分 金 額				
給料·手当	給料·手当				
退職給付費用	退職給付費用				
福利厚生費	福利厚生費				
減価償却費	<u>減 価 償 却 費</u>				
(削る)	無形固定資産償却				
土地建物機械賃借料	土地建物機械賃借料				
営 繕 費	営 繕 費				
消耗品費	消耗品費				
給水光 熱 費	給 水 光 熱 費				
旅	旅費				
通信費	通信費				
広 告 宣 伝 費	広 告 宣 伝 費				
諸会費・寄付金・交際費	諸会費・寄付金・交際費				
租 税 公 課	租 税 公 課				
その他	その他				
計	計				
(記載上の注意)	(記載上の注意)				
(略)	(理各)				
(4) (略)	(4) (略)				
2 (略)	2 (略)				